

# 第二次逗子市環境基本計画 (2015-2038)

逗子市



## はじめに

私は、常に、「市民との対話と協働」、「まちづくりは人づくり」、「長期的な視点に立つ」の3つを基本姿勢として市政運営に取り組んでまいりました。

環境政策を総合的、計画的に進めていくための本環境基本計画についても、長期的な視点に立つため、24年後を目標年度とし、市民との協働のもと、ともに本環境基本計画を進めていくための人づくりを進めながら、政策を進めていくものとしています。

これからも、逗子の豊かな自然、潤いのある安全安心な暮らしを守っていくため、本環境基本計画に基づき、政策に取り組んでまいりますので、引き続きのご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりますが、本計画の策定にあたりまして、逗子市環境審議会委員の皆様を始め、多くの方々に貴重なご意見、ご指導をいただきましたことに感謝を申し上げます。

2015年（平成27年）3月

逗子市長 平井 竜一

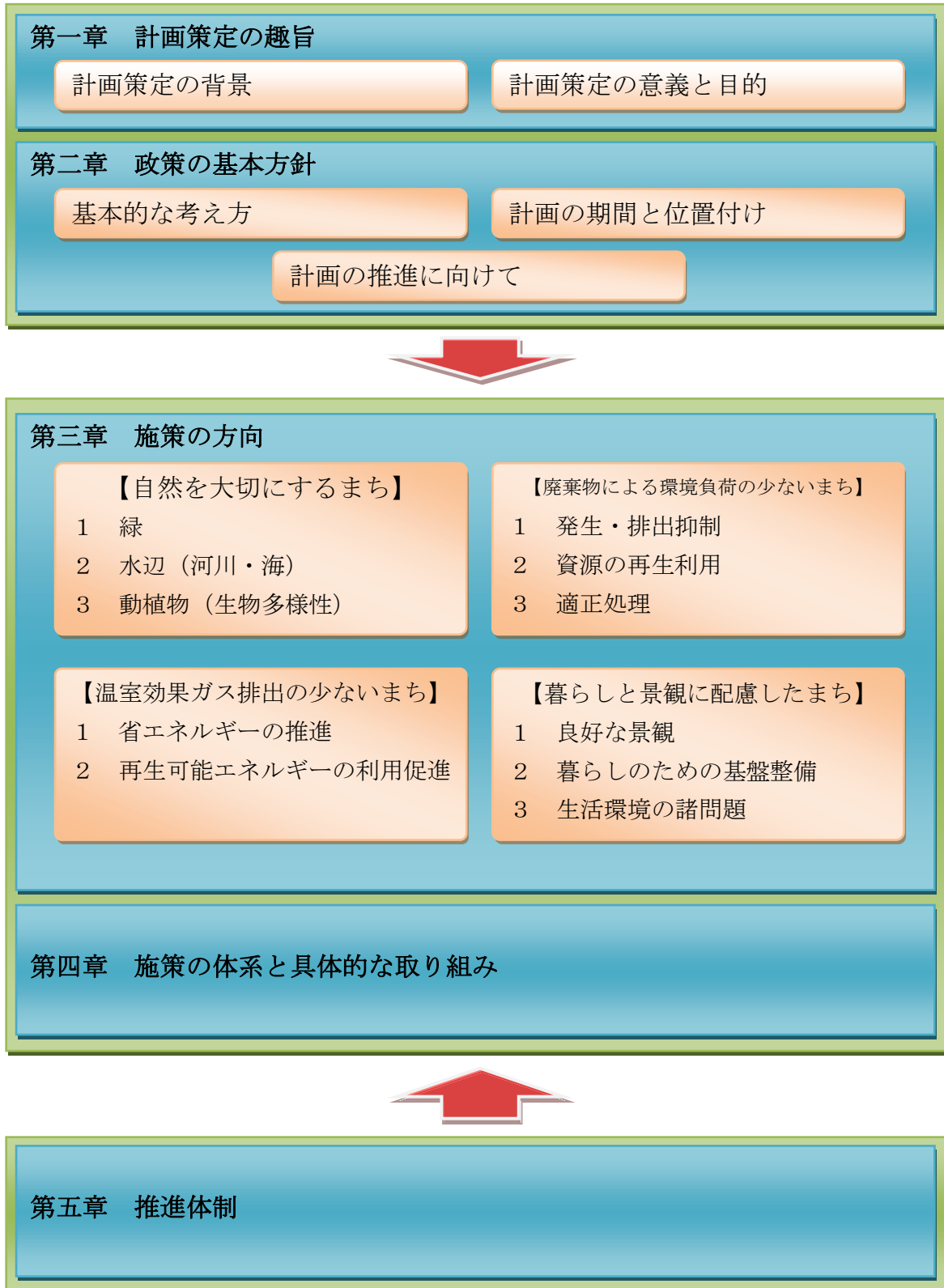
# 目次

第一章 計画改定の趣旨	1
第一節 計画改定の背景	2
第二節 逗子市の現状	4
第三節 計画改定の意義と目的	6
第二章 政策の基本方針	7
第一節 基本的な考え方	8
第二節 計画の期間と位置付け	12
第三節 計画の推進に向けて	13
第三章 施策の方向	15
第一節 自然を大切にすまち	16
第二節 廃棄物による環境負荷の少ないまち	22
第三節 温室効果ガス排出の少ないまち	28
第四節 暮らしと景観に配慮したまち	32

第四章 施策の体系と具体的な取り組み	39
第一節 自然を大切にすまち	42
第二節 廃棄物による環境負荷の少ないまち	51
第三節 温室効果ガス排出の少ないまち	58
第四節 暮らしと景観に配慮したまち	62
第五章 推進体制	69
第一節 「行動等指針」の策定	70
第二節 様々な立場での環境教育・学習、意識啓発	71
第三節 市民活動の促進と推進体制	72



# 計画の構成







# 第一章

## 計画策定の趣旨

# 第一章 計画改定の趣旨

## 第一節 計画改定の背景

### 1 環境問題の現況

#### (1) 多様化する環境問題と一人ひとりのライフスタイルの転換

わが国で環境問題が取りざたされ始めた高度経済成長期においては、その原因者は特定工場や事業者等から発生する産業公害が主流を占めており、行政による指導は、法整備による基準の設置、規制による対策が主でありました。

ところが、環境問題の因果関係は複雑化の一途をたどり、日々の暮らし方によっては、私たちの何気ない行動が、地球温暖化の進行、廃棄物の増大を招くことになるなど、現在の環境問題は、私たち市民、事業者一人一人に起因するものとなりつつあります。

その一方で、地球温暖化の進行など、環境問題は市域、国境、大陸を超え、地球全体に影響を及ぼすものです。

このように、市民一人ひとりのミクロの行動によって、地球規模のマクロな結果を招くことが、現在の環境問題の特徴であると言えます。

環境問題がその性質を変容していく一方、2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災は、私たちの環境への意識に大きな転換をもたらしました。

東日本大震災は、自然の持つ圧倒的な力に対して、人間の力の限界を改めて認識するとともに、多くの人々が大量生産、大量消費の生活に疑問を感じ始める契機となりました。

節電、省エネルギーに始まり、環境に配慮した持続可能な社会への転換を始めるべく、そのライフスタイルから見直す人も増えつつあります。

また、被災地に限らず、人と人とのつながり、家族や地域とのつながり、ボランティアなどの社会への貢献が強く意識されるようになっていきます。

#### (2) 市民・事業者・行政それぞれによる主体的な取り組み

私たちの環境問題に対する意識は、大きな転換点を迎えており、今後の環境政策のあり方に大きな変革が求められています。

これまでの「逗子市環境基本計画」でも、市民、事業者、行政による連携した取り組みを基本的な方針としてきましたが、わたしたちの生活の根底を支える基盤である環境について、逗子市が総合的な環境施策を計画的に推進していくとともに、市民との協働、事業者との連携による市全体で足並みをそろえて対応していくことが重要です。

## 2 環境問題への対応

環境問題に対する国の動きを見ると、2012年（平成24年）4月に閣議決定された「第4次環境基本計画」では、『低炭素』・『循環』・『自然共生』を環境政策の原則として位置付けており、続く、「生物多様性国家戦略2012-2019」の策定、「生物多様性基本法」の制定など、持続可能な社会の構築に向けて、環境保全に関わる様々な取組の見直しや推進が図られています。

神奈川県では、県の環境政策が対象とする分野を三つの政策分野（①恵み豊かな地域環境づくり ②持続可能な社会づくり ③協働・連携を進める人づくり）に整理して、具体的な施策を展開しています。

また、2009年（平成21年）に「神奈川県地球温暖化対策推進条例」を制定する等、環境施策の新たな展開を進めており、近年では、「かながわスマートエネルギー構想」に基づき、「原子力発電に過度に依存しない」、「環境に配慮する」、「地産地消を推進する」という3つの原則により、新たなエネルギー政策を中長期的に推進しています。

国、県が多様化・深刻化する環境課題へ対応した施策の展開をしている中、逗子市においても、環境政策に対して総合的、計画的に施策に取り組む必要があり、市民や事業者との密接な関係のもと環境施策に取り組むことが求められています。



## 第二節 逗子市の現状

### (1) 土地・人口

逗子市は、総面積 17.28\*平方キロメートル、人口 6 万人弱のコンパクトな規模で、古くから大規模な工場等のない住宅地として発展してきた経緯があり、逗子市内の住宅から市外、県外への通学、就労者が多いという特徴があります。

また、高齢化も進んでおり、市民の約 36%が 60 歳以上の高齢者となっています。

\*国土地理院「平成 26 年全国都道府県市区町村別面積調」

<昼夜間人口（2010 年（平成 22 年）10 月 1 日）> (単位：人)

夜間人口	流入	流出	差(流入-流出)	昼間人口
58,302	9,111	20,116	△11,005	47,297

出典：都市計画基礎調査より

<年齢別人口（2012 年（平成 24 年）10 月 1 日）> (単位：人)

年齢	総数	男	女	割合
0～9	4,394	2,229	2,165	8%
10～19	5,122	2,638	2,484	9%
20～29	4,179	2,058	2,121	7%
30～39	6,790	3,273	3,517	12%
40～49	9,157	4,435	4,722	16%
50～59	6,949	3,388	3,561	12%
60～69	8,716	4,015	4,701	15%
70～79	7,614	3,369	4,245	13%
80～89	4,201	1,642	2,559	7%
90～99	761	196	565	1%
100 以上	29	6	23	0%
不詳	3	2	1	0%
合計	57,915	27,251	30,664	100%

出典：「統計ずし 2012」より

### (2) 土地利用

市の半分以上が市街化を抑制する市街化調整区域になっています。

計画的に市街化を整備していく市街化区域についても、そのほとんどが住居系の用途地域であり、逗子市は、これらの都市計画を基盤とし、住宅都市としての発展を遂げてきました。

土地利用の状況から見ると、市域の多くを山林が占めるとともに、住宅用地の占める面積の割合を示す住宅用地率が、神奈川県全体、三浦半島全体に比べて高くなっています。

## &lt;都市計画&gt;

区分	面積（ヘクタール）	割合
都市計画区域	1,734	100%
市街化調整区域	902	52%
市街化区域	832	48%
内数	住居系	774 45%
	商業系	56 3%
	工業系	1.9 0%

出典：逗子都市計画

## &lt;土地利用状況&gt;

(単位：ヘクタール)

年	山林	住宅用地	農地	河川等	その他
1995年	208.9	356.6	9.1	15.0	262.4
	789.9	357.6	14.3	23.2	549.0
2000年	172.4	344.4	9.2	14.2	292.8
	752.1	346.4	12.7	22.5	600.3
2005年	165.3	354.3	8.6	13.4	290.4
	744.2	356.2	12.1	21.5	600
2010年	156.5	338.1	7.4	14.7	315.3
	730.2	340.6	11.2	22.6	629.4

上段：市街化区域 下段：都市計画区域、河川等：河川・水面・水路・荒地・海浜・河川敷

出典：都市計画基礎調査より

## &lt;住宅用地率(住宅用地面積/区域面積\*)&gt;

(単位：%)

年	1995年	2000年	2005年	2010年
逗子市	41.9	41.3	42.5	40.6
三浦半島	38.3	38.0	40.0	37.3
神奈川県	36.7	38.1	39.8	39.8

\*市街化区域または用途地域指定区域面積

出典：都市計画基礎調査より

### 第三節 計画改定の意義と目的

逗子市では、1997年（平成9年）に制定した「逗子市環境基本条例」に基づき、1999年（平成11年）に、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画である「逗子市環境基本計画」を策定しました。

この計画では、2015年（平成27年）を当面の目標としており、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な推進を図ってきました。

「逗子市環境基本計画」策定から16年が経過するなか、「逗子市緑の基本計画」の改定、「逗子市景観条例」の制定、「逗子市一般廃棄物処理基本計画」の改定など、次々と「逗子市環境基本計画」に関連する計画の策定、改定が続いており、引き続き、逗子市の環境政策を総合的かつ計画的に推進していくため、また、「（第一次）逗子市環境基本計画」の計画期間が終了することからも、この度、「（第一次）逗子市環境基本計画」を改定することになりました。

環境問題は、多様化、広域化の一途をたどり、その因果関係は複雑化しています。

それゆえ、逗子市の環境政策についても、所管の枠を超えた連携や、官民の枠を超えた事業者、市民との協働が不可欠です。

「第二次逗子市基本計画」では、『地球にやさしい循環型のまち』・『自然と共生するまち』・『各自が主体で良好な環境づくりを進めるまち』を望ましい環境像として掲げ、環境政策を展開し、特に、『まちなみと緑の創造』・『ごみ問題』・『二酸化炭素の削減』を重点課題としてとらえ、環境問題に率先して活動している市民、事業者等による「ずしし環境会議」をはじめとする市民団体等とともに、「第二次逗子市環境基本計画」の推進に取り組んでまいりました。

「（第一次）逗子市環境基本計画」の改定に当たっては、引き続き市民との協働による重点課題の解決を目指しつつ、これまでの施策内容については、改めて確認、検討した上で、新たな計画として策定するものです。

この「第二次逗子市環境基本計画」を策定することで、市民、事業者、市の協働による環境政策が更に推進され、逗子市の良好な環境を保全、創出し、次世代への貴重な財産として受け継いでいくことを目的としています。

# 第二章 政策の基本方針

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

## 第二章 政策の基本方針

### 第一節 基本的な考え方

#### 1 環境基本条例の考え方

「逗子市環境基本条例」では、その前文において「私たちは、健康で文化的な生活を営むために良好な環境を享受する権利を有する」として、環境に関する権利を、また、「健全で恵み豊かな環境を世代を超えて引き継ぐ責務を担っている」として、環境に関する義務をうたっています。そして、この権利を享受し、義務を履行するために、4つの基本理念を掲げています。

- 市民の健康で文化的な生活を確保し、健全で豊かな環境の恵みを将来の世代に継承すること。
- 環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる循環型社会を実現すること。
- 自然的社会的条件や生態系の多様性に配慮し、限りある自然環境を保全すること。
- 人類共通の課題である地球環境保全を積極的に推進すること。

また、市民、事業者、市は、この基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるものとしています。



## 2 環境基本計画の基本的な考え方

これまでの計画における基本的な考え方であった『地球にやさしい循環型のまち』『自然と共生するまち』『各自(みんな)が主体で良好な環境づくりを進めるまち』を整理し、望ましい環境像を次のとおりとします。

### 自然と人間をともに大切にするまち

自然を大切にするまち

廃棄物による環境負荷の少ないまち

温室効果ガス排出の少ないまち

暮らしと景観に配慮したまち

「逗子市環境基本計画」では、逗子市の貴重な財産である自然環境と、そこに住む市民の生活環境を守るため、『自然と人間をともに大切にするまち』を基本的な考え方とします。

逗子市を取り巻く自然は、海や、市街地の三方を囲む丘陵の緑などが良好な状態で残されています。この豊かな自然は、市民の暮らしに潤いを与えてくれます。

わたしたちは、これからも、常に自然を守り、育み、地球に優しい持続可能な潤いのあるまちをつくり、自然と人間をともに大切にするまちの実現をめざして、この恵み豊かな環境を、次の世代へとつないでいきます。

この基本的な理念に基づいて、「自然を大切にするまち」「廃棄物による環境負荷が少ないまち」「温室効果ガス排出の少ないまち」「暮らしと景観に配慮したまち」の4つのまちづくりを進め、『だれもが安全に安心して暮らす、地球に優しい持続可能な循環型都市・逗子市』の実現を目指していきます。

## 自然を大切にすまち

わたしたちは、自然と人の共生するまちづくりを進めていきます。

市街地の三方を囲む丘陵と一方に開けた海、市の中心を流れる川や、各地に点在する緑地は、首都圏に残された貴重な財産です。

これらの貴重な自然を保全し、次世代に引き継ぐことは、健康で快適な生活環境を確保していく上で重要・不可欠であり、わたしたちの責務でもあります。

本市の山、川、海、そしてまちなかの名所を回廊としてつなぎ、市民が様々な生き物等と接する中で、学び、安らぎ、遊び、憩うことができる環境づくりを進めます。

また、市街地においても、公園、緑地を適切に管理し、潤いや安らぎのある環境を創造するとともに、市街地内の緑地の保全や住宅地の緑化を推進するなど、「逗子市緑の基本計画」に基づき、本市の地域特性を最大限に発揮できるよう、各種施策に取り組んでいきます。

## 廃棄物による環境負荷の少ないまち

わたしたちは、ごみを排出しない「ゼロ・ウェイスト社会」の実現を目指し、ごみの資源化を推進することで天然資源の消費を抑制し、廃棄物による環境への負荷ができる限り低減されるまちづくりを進めていきます。

リサイクルよりも優先して取り組むべきリデュース、リユースの一層の推進を図るため、市民や事業者の自主的なごみの発生・排出抑制の取り組みを促進する施策や啓発活動を推進します。

また、廃棄物を貴重な資源として一層有効活用し、資源生産性を高めつつ、環境保全と安全・安心に配慮した適正なごみ処理の推進に努めます。

## 温室効果ガス排出の少ないまち

わたしたちは、持続可能な社会をめざすため、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題に取り組み、温室効果ガスの発生を抑制し、低炭素のまちづくりを進めています。

地球温暖化の問題は逗子市だけでなく、日本全土、地球規模で取り組む課題ですが、その原因の一つである二酸化炭素を主なものとする温室効果ガスは、私たち一人ひとりの日常生活においても発生しています。

そのため、私たち一人ひとりのライフスタイルを見直し、過度な自動車利用を控えること、冷暖房温度を適切に設定するなど、身近なことから温室効果ガスの削減を実践していくことが重要です。

また、温室効果ガスの発生量の多い化石燃料から、地球環境への負荷が少ない再生可能エネルギーへの転換も重要であることから、再生可能エネルギー転換への啓発活動を推進し、利用の普及促進に努めていきます。

## 暮らしと景観に配慮したまち

わたしたちは、良好な生活空間、景観を次世代に引き継いでいくため、安全で潤いのあるまちづくりを進めています。

大規模な工場等がない本市では、きれいな水と空気に恵まれた良好な生活環境の維持はもちろんのこと、高齢化が進む中、狭い道路における安全性の確保や、段差の解消などにより、より一層人に優しい都市環境の整備は、本市の重要な課題です。

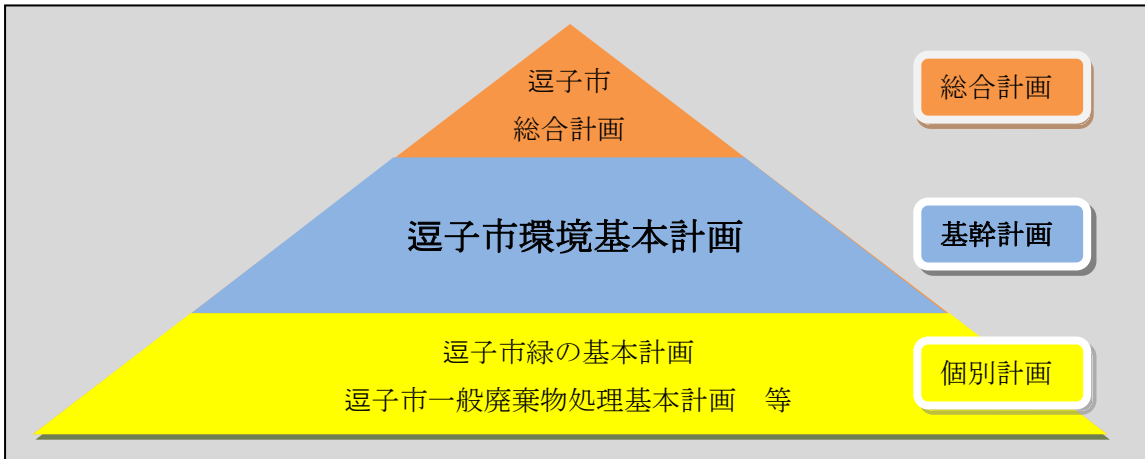
また、かつては人々に別荘地、保養地として親しまれ、その後住宅地として発展してきた本市において、現在も残るみどり豊かな低層の家並みと路地がめぐる景観の美しいまちなみは、市民共有の財産です。

良好なまちなみと、そこに住む人々の暮らしで形成される「景観」をまちづくりの重要な要素として位置付け、市民の多様な参加、参画及び行政と市民との協働によって、自然景観及び人工景観の向上を目指していきます。

## 第二節 計画の期間と位置付け

### 1 市全体における計画の位置付け

「逗子市環境基本計画」は、「逗子市総合計画」の環境政策分野を支援するとともに、「逗子市緑の基本計画」、「逗子市一般廃棄物処理基本計画」等と整合を図り、連携して、逗子市の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画であり、「逗子市総合計画」の基幹計画に位置付けられます。



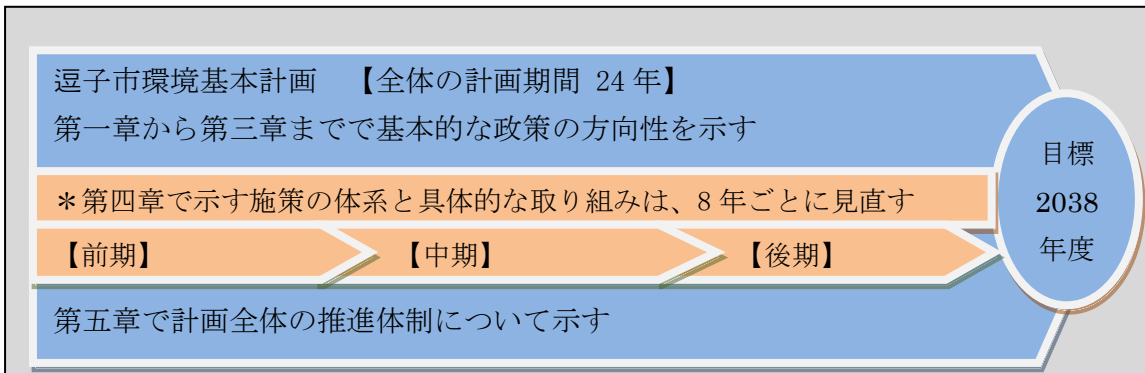
各施策の進捗管理については、原則各個別計画に基づいて進行され、基幹計画である「逗子市環境基本計画」においては、環境政策分野全体について、総括的に目指すべきまちの姿を提示し、進行管理していきます。

### 2 計画の期間

「逗子市環境基本計画」は、2038年（平成50年）を当面の目標とし、2015年（平成27年）から、2038年（平成50年）までの24年間を計画期間とします。

しかし、成果が評価でき、実行性が確保される計画とするためには、めざす将来像の実現のために必要な政策・施策を具体的かつ体系的にわかりやすく整理する必要があります。

そのため、具体的な施策について記載する第四章は、第一章から第三章までの基本的な政策の方向性等を踏まえて、取り組みを具現化するため、毎年度の予算編成及び事業実施の指針としたおおむね8年間の事業計画を示し、8年ごとに見直します。



### 第三節 計画の推進に向けて

#### (1) 市民、事業者との協働

「逗子市環境基本計画」を進めていくためには、市民、事業者との協働が不可欠です。市では、ともにすすめるパートナーとして、「ずしし環境会議」を設置しています。

逗子市の環境施策を進めていくためには、「ずしし環境会議」に代表される環境問題に積極的に取り組む市民、事業者等との協働は、欠かすことはできないことから、今後とも、市民、事業者、市が一体となって計画の推進に取り組んでいくための体制作りに努めていきます。

#### (2) 多様な世代による取り組み

環境施策には、子どもたちが触れ合える自然環境の保全、高齢者の生活しやすい交通環境など、各々の世代、生活様式による多様な側面を持っています。

また、ボランティア活動等を通じて、多世代の交流や、地域コミュニティの強化にもつながることも期待できます。

それゆえ、逗子市の次世代を担う子どもたちに向けて教育機関と連携して環境教育を促進するとともに、多様な世代が参加しやすく、交流できるよう取り組んでいくことが求められています。

#### (3) 関係機関との連携

環境問題には国境を超えて、各国が連携して取り組む問題も多いように、逗子市だけで解決できるものではありません。国、県、近隣自治体等の関係機関とも連携して進めていくことが必要です。

#### (4) 進捗の管理

逗子市では、これまでも「逗子市環境基本計画」の個別の課題を進めていくための「行動等指針」を策定し、定期的に見直してまいりました。

今後とも、年次報告の作成と併せて、その進捗を管理してまいります。

(詳細は、「第五章 推進体制」をご参照ください)

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

# 第三章 施策の方向

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

## 第三章 施策の方向

### 第一節 自然を大切にすまち

#### 1 緑

##### 現 況

市は、現在でも貴重な山林等を保有しており、市街地を取り囲むように残された披露山、大崎、桜山大山、神武寺周辺等の緑地が、市民生活に潤いと安らぎを与えています。

また、83箇所、50ヘクタールを超える公園等\*1が市内に点在し、緑地と併せて良好な自然環境の保全に寄与しており、新たな公園として、池子住宅地区及び海軍補助施設の一部に、2014年（平成26年）11月に都市公園を設置しました。

一方、民有地の緑地に目を向けると、近年では、土地利用が難しく、残された斜面緑地を利用した宅地開発も進み、市街化区域内の緑地は、減少の傾向にあります。

これまでも「逗子市緑の基本計画」に基づき、樹木の保存を支援する制度等を運用してきましたが、土地の相続費用や維持管理の負担などから緑地を手放す地権者も存在します。

##### 課 題

市では、今後とも適切に公園等を維持管理していくため、老朽化した公園施設の改修や計画的な更新、修繕による公園施設の長寿命化に取り組む必要があります。

また、専門的な知識、技術を必要とする維持管理を市が担い、日常的な維持管理には、地域住民の協力を得るなど、市と市民の協働による維持管理を拡大する必要があります。

そして、民有地の緑地を保全する手段としては、地権者の負担とならずに、緑地を保全していくことができるよう法制度も含めた検討が課題となります。

##### 施策の方向

- 「逗子市緑の基本計画」に基づき、各種施策に取り組む（緑政課）
  - ・都市公園\*1や市所有の緑地等を適切に維持管理し、緑の保全に努める（緑政課）
  - ・公園、緑地の維持管理を市民等と協働する里親制度\*2を促進するとともに、市民が緑地等に愛着を持てるよう自然観察活動等を支援し、意識啓発を図る（緑政課）
  - ・都市計画手法による地域制緑地を適切に運用し、また、民有緑地の更なる保全に向け、地権者の負担も軽減するよう、制度を整備する（緑政課）
  - ・適切に開発指導を行い、法令に基づく公園・緑地の設置を指導します。（まちづくり課・緑政課）



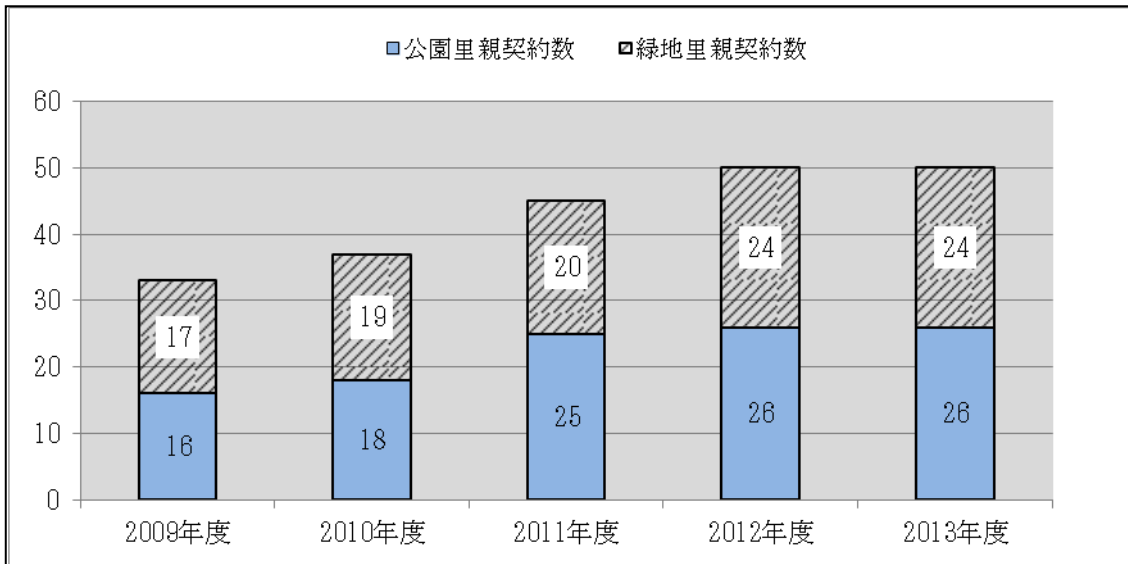
＜市内の公園の現況＞

種別	個所数	面積 (㎡)	住民一人当たり面積 (㎡)
大規模な公園 (地区公園・近隣公園・特殊公園)	6	210,047	3.49
小規模な公園 (街区公園)	71	100,943	1.68
まとまった面積を持つ樹林地 (都市林、都市緑地等)	6	196,642	3.27
合計	83	507,632	8.44

\*2014年(平成26年)3月31日現在

＜公園・緑地里親制度契約箇所数推移＞

(単位：件)



\*各年度とも、年度末(3月31日)時点での累計契約箇所数

◎用語解説◎

\*1 都市公園

地方公共団体又は国が都市環境の改善、都市の防災性の向上等に寄与するために設置する公園又は緑地のことです。その規模、役割に応じて、街区公園、地区公園、都市林等に種別されます。

\*2 里親制度

市民と市が協働で公共施設の維持管理を進める制度です。

公園や緑地など、公共の場を「養子」にみ立て、市民がボランティアとして里親になり「養子」である公園や緑地の美化・維持管理を自主的・主体的に行い、市がこれを支援するものです。

## 2 水辺（河川・海）

### 現 況

市内の河川は、田越川水系、森戸川水系、小坪川水系から構成されており、なかでも田越川は、森の源流から市内の中心を貫く逗子市の象徴的な河川であり、これに池子川と久木川が合流して逗子湾に注いでいます。

逗子湾では、漁港から自然の海岸線まで様々な海の要素を楽しむことができます。

逗子海岸は、遠浅で波静かなことから、古くから海水浴場として親しまれ、市内外から多くの人々が訪れています。

隣接する小坪湾には漁港があり、地域にとっての経済産業の場でもあります。

### 課 題

市は、良好な水質を保つように努めていくため、下水道のさらなる分流化や老朽化した施設の計画的な修繕・更新等により、河川環境への影響に配慮した適切な下水道政策にも引き続き取り組んでいく必要があります。

また、安全性や機能性に十分配慮しつつ親水施設としての整備にも取り組んでいきます。

市民による河川管理用通路の清掃活動や、市との協働による田越川一斉清掃等、市民参加による河川の維持管理活動についても、引き続き取り組んでいく必要があります。

田越川の管理については、県と役割分担をしながら情報を共有し、より一層連携を深めていくとともに、市の河川管理者として、今後とも関係機関や市民と協力して水と親しむ空間、生活に潤いと安らぎを与える空間としての水辺環境の保全と整備を図ります。

近年では、海浜部の狭小化、一部観光客のマナーの低下、水生生物や海藻類等にとっての生息・生育場所としての水域環境の保全等、海岸にはさまざまな課題を抱えています。

今後におきましても、だれもが楽しめるファミリービーチとしての逗子海岸を継承していくために、国、県、海岸営業協同組合等の関係機関や市民と協力して取り組むとともに、市民生活、自然環境、観光、産業のバランスをとって施策に取り組んでいくことが必要です。

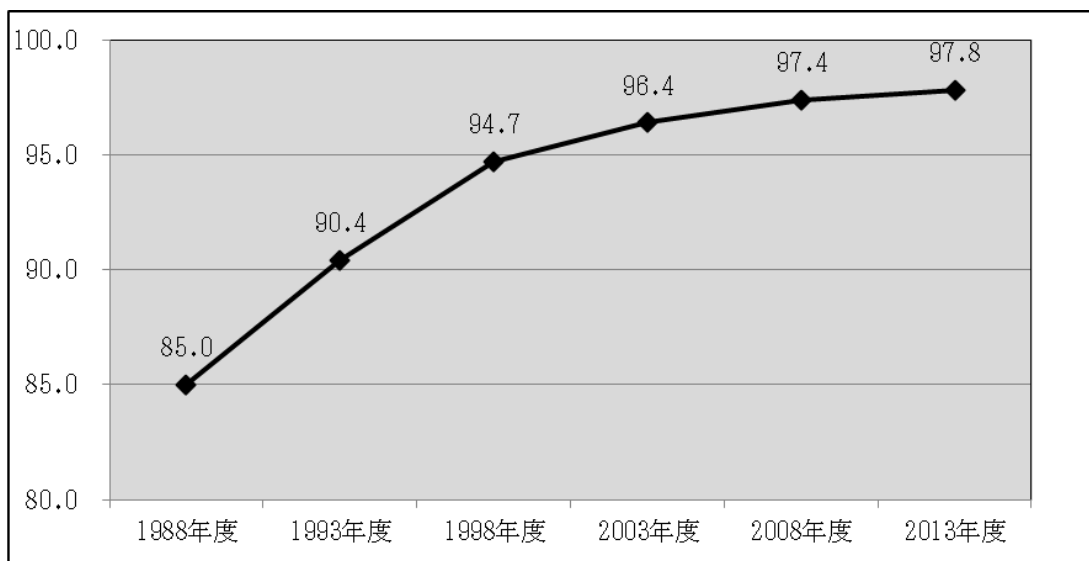
これらの森の源流から海へと連なる水のネットワークにあるそれぞれの水辺空間を今後とも保全するとともに、このネットワークを市民の生活環境と有機的に連携させていくことが必要です。

### 施策の方向

- 安全で、生態系に配慮した、だれもが河川に親しむことができる整備を進める（河川下水道課）
- 公共下水道への接続及び分流化を促進する（河川下水道課）
- だれもが楽しめるファミリービーチとしての逗子海岸を次世代に引き渡していくため、関係機関、市民と協力して、美化活動や適切な海岸利用に取り組む（経済観光課）
- 関係機関と協力して、砂浜の形状保全や、水質の保全に努める（経済観光課）

### <水洗化率推移>

(単位：%)



### <田越川一斉清掃>

年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
参加人数(人)	50	中止(悪天候)	360	700
収集ごみ量(kg)	1,120	—	1,100	3,125

\*田越川の里親団体が中心となって、年に1回、上流から下流まで同日に清掃を実施しています

### <ビーチクリーン隊による海岸一斉清掃>

年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
実施回数(回)	9	12	9	9	9
参加人数(人)	1,170	2,030	1,400	1,440	2,020
収集ごみ量(kg)	765	1,470	990	910	2,070

\*海岸の美化に努めるため、逗子ビーチクリーン隊が中心となって毎月1回(毎月第1日曜日)逗子海岸の清掃を行っています。天候不良等により回数が増減しています

### 3 動植物（生物多様性）

#### 現 況

市街地を取り巻く縁辺部には、現在もなお良好な自然が残っており、様々な野生動植物が生息しています。

しかし、山、川、海に生きる生物の生息・生育地の分断化が進めば、生物の集団同士のつながりも希薄になってしまいます。

また、生物多様性を評価するためには、継続的なモニタリング調査が必要ですが、逗子市については、データの蓄積も少なく、特定の野生生物の生息実態を除き、正確な状況は未だ分かっていません。

#### 課 題

公園、河川等について個別に整備する際に生物多様性に配慮するだけでなく、市全体の生物の生息・生育の拠点となる山、川、海を結び、自然のサイクルを保全、再生して行くことが必要であり、これらの自然をつなげることで、市民がそれぞれの自然環境における多様な生態系に触れ、学ぶこともできます。

また、市本来の生物多様性を維持していくため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく取り組みを引き続き実施していくことが必要です。

また、環境省が実施する自然環境保全基礎調査や県のレッドデータブックなどの既往の調査・研究資料等を有効活用するとともに、動植物の生息地は、近隣自治体をまたぐものであることから、関係機関等との連携を図っていくことが必要です。

#### 施策の方向

- 生態系の多様性に配慮した緑地や河川の整備、管理を進める（緑政課、河川下水道課）
- 逗子市内の山、海、川、史跡等を回廊として結ぶ自然の回廊プロジェクト\*を推進する（経済観光課）
- 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、野生動物の保護に関する啓発、特定外来生物の捕獲等に取り組む。また、県や近隣自治体等と緊密に情報を共有し、実態の把握に努める（生活安全課）
- 「ずしし環境会議」等の実施する自然観察会活動への支援など地域における市民団体との協働や、市内学校、幼稚園、保育園等の関係機関との連携を深め、動植物とふれあう地域教育を推進する（環境管理課）

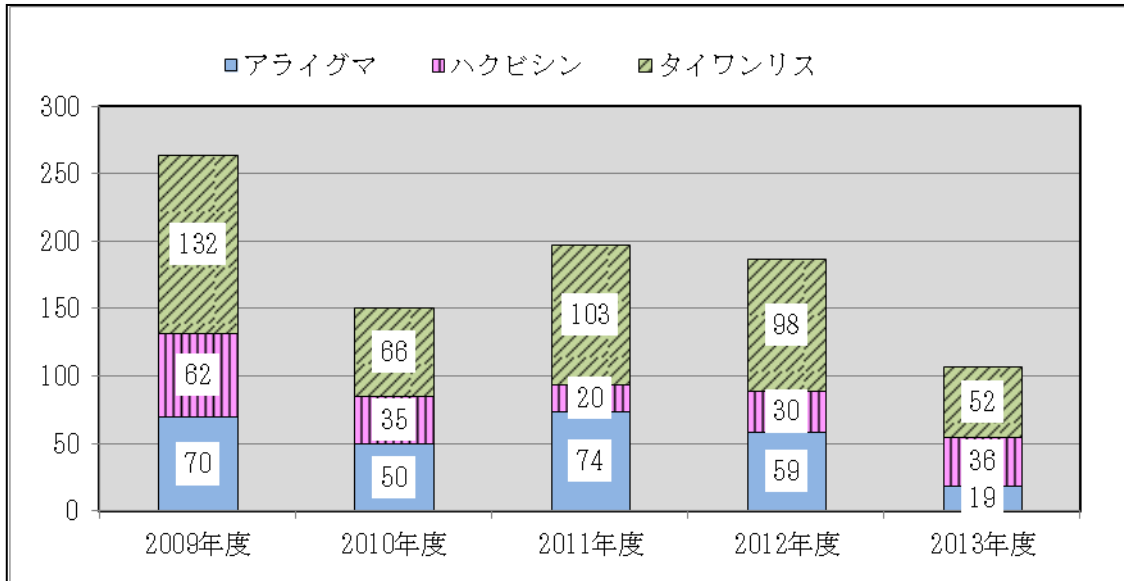
#### ◎用語集◎

#### \*自然の回廊プロジェクト

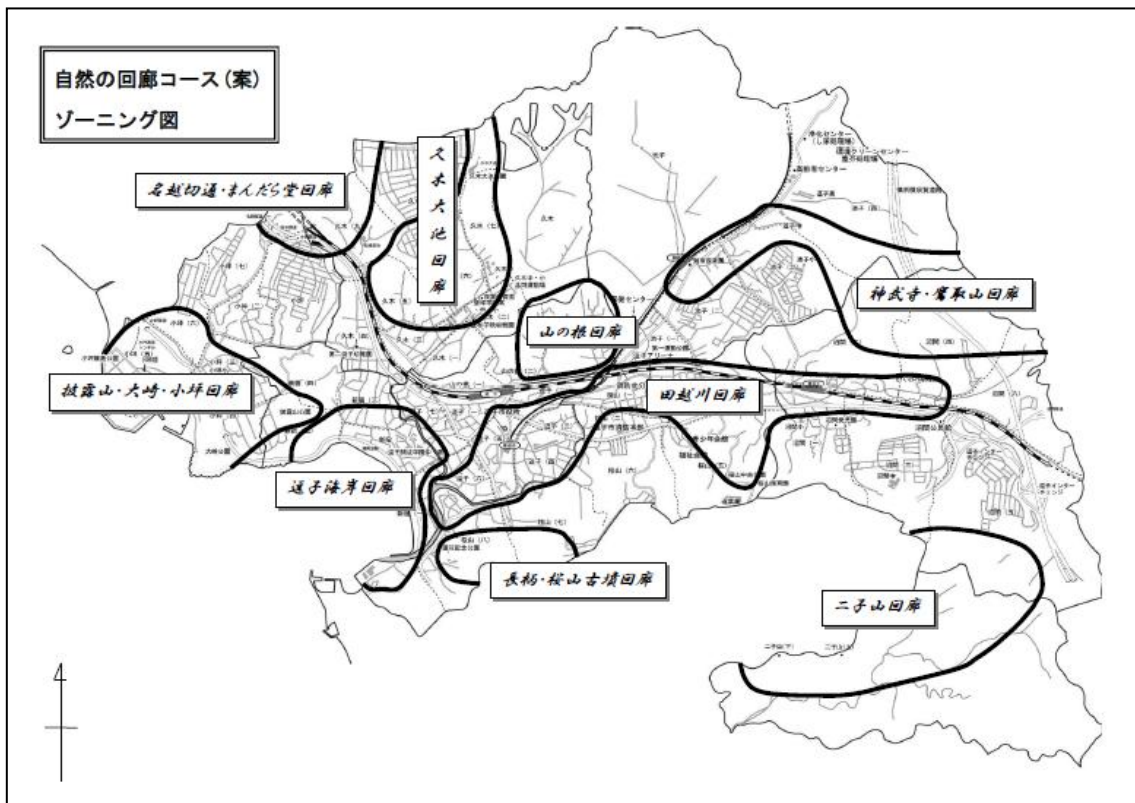
市全域を一つの大きな「自然の回廊」（回廊：建物や中庭などを屈折して取り囲むように造られた歩廊）と見立て、自然と人が調和し、回遊性と活力のあるまちづくりを図るものです。

<特定外来生物捕獲件数>

(単位：頭)



<自然の回廊コース（案）ゾーニング図>



## 第二節 廃棄物による環境負荷の少ないまち

### 1 発生・排出抑制～リデュース、リユース～

#### 現 況

市の最終処分場は、残余容量が逼迫しています。2011年度（平成23年度）～2012年度（平成24年度）に静圧密工法による転圧工事を実施し、延命化を図りましたが、工事実施後も従前の埋立て量のままでは、数年で計画容量に達してしまうため、ごみを排出しない「ゼロ・ウェイスト社会」の実現を目指し、廃棄物の減量化・資源化と適正処理に取り組んでいます。

これまで、分別収集品目の拡大と収集回数の変更によるごみの減量化・資源化を進めてきたほか、廃棄物減量等推進員制度、紙布類の集団資源回収奨励金制度、生ごみ処理容器等購入費助成事業、大型生ごみ処理機設置助成事業、市民活動への支援など、様々なごみの減量化・資源化のための取組みを進めてきました。

近年では、資源物の拠点回収、植木剪定枝の一部資源化、事業系ごみ処理の見直し、焼却残さやガラスくずの資源化、協働事業提案制度による市民協働の取組みなど、新たな施策を展開しています。

また、2015年（平成27年）10月には家庭ごみ処理の有料化を実施します。

#### 課 題

最終処分量の減量と環境負荷の低減のため、更なるごみの減量化・資源化を一刻も早く進めることが喫緊の課題です。

廃棄物は、いったん発生、排出すると、資源としてリサイクルされる場合であっても、少なからず環境への負荷を生じ、また、多額の経済的コストがかかりますので、廃棄物を発生、排出させないことや、使用された製品等を再び使用することが効果的です。

あらためて、3R（リデュース、リユース、リサイクル）のうち、2R（リデュース、リユース）の取組みの重要性を再認識し、市民や事業者の自主的なごみの発生・排出抑制、再利用の取組みを促進する施策や、啓発活動を推進することが重要です。

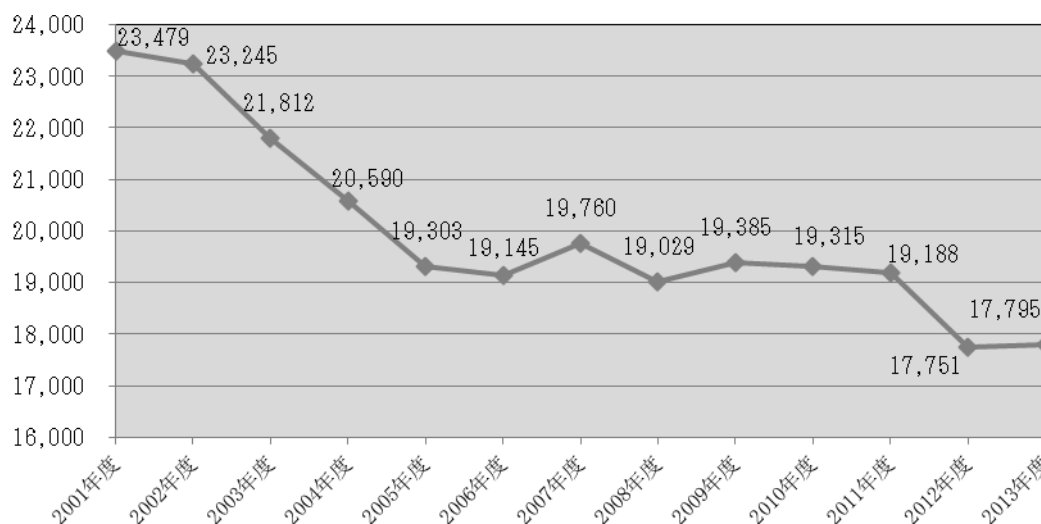


生ごみ処理容器の例：バクテリア de キューロ

### 施策の方向

- 「逗子市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、各種施策を展開する（資源循環課）
  - ・ごみの発生・排出抑制の意識付けを図る（資源循環課）
  - ・事業系ごみ処理はごみ処理原価を踏まえ適正な手数料水準になるよう適切な時期に見直しを図る。（資源循環課）
  - ・生ごみの資源化・減量化を進めるため、家庭用生ごみ処理容器の一層の普及を図る（資源循環課）
  - ・市民との協働により発生・排出抑制、再利用の啓発をすすめる（資源循環課）
  - ・公共施設、公共事業から発生する廃棄物の発生・排出抑制を図る（各課）

#### <ごみの総排出量の推移>



#### <生ごみ処理容器等購入費助成台数>

(単位：台)

種類	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
コンポスト容器	19	9	5	11	6
EM処理容器	12	17	6	10	8
電動処理器	40	28	19	28	22
キエーロ	13	43	36	65	247
その他	2	6	1	5	12
合計	86	103	67	119	295

## 2 資源の再生利用～リサイクル～

### 現 況

本市の分別収集は、燃やすごみ、不燃ごみ、ペットボトル、容器包装プラスチック、あき缶・あきびん、紙・布類、粗大ごみの7分別となっています。

ペットボトル、容器包装プラスチック、あき缶・あきびんの4品目は、環境クリーンセンターの中間処理施設で異物の除去、選別、圧縮・梱包等の処理を行った後、リサイクル事業者を引き渡し、資源化をしています。紙・布類は、集団資源回収または市の委託により、民間事業者が収集、運搬、資源化処理を行い、不燃ごみ、粗大ごみは、環境クリーンセンターの粗大ごみ処理施設で破砕処理し、一部の鉄くずを回収して資源化しています。

2013年度（平成25年度）からは、最終処分量の多くを占めている焼却残さやガラスくずの資源化を実施し、2014年（平成26年）9月からは「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、使用済みの小型家電の回収を実施しています。

2015年（平成27年）10月には、家庭ごみ処理の有料化にあわせて、燃やすごみの約15%を占める植木剪定枝を新たな資源化品目として分別収集の対象とします。

さらに、ごみ収集体制の見直しと分別収集品目の拡大を図ることも計画しています。

### 課 題

容器包装プラスチックは、異物や著しく汚れたものなど不適物の混入が多く、また、紙・布類のミックスペーパーについては、依然として誤解や理解不足が多くみられるため、市民に対する分別方法の周知啓発の強化が必要です。

特に、燃やすごみの約30%を紙ごみが占めていることから、紙ごみの分別意識の向上と分別排出の徹底を図ることが喫緊の課題です。

資源化処理の過程におけるロス（廃棄物の発生）を減らし、資源化効率の向上を図っていくとともに、新たな分別収集品目、資源化品目の拡大に継続的に取組み、廃棄物を貴重な資源として一層有効活用していくことが求められます。

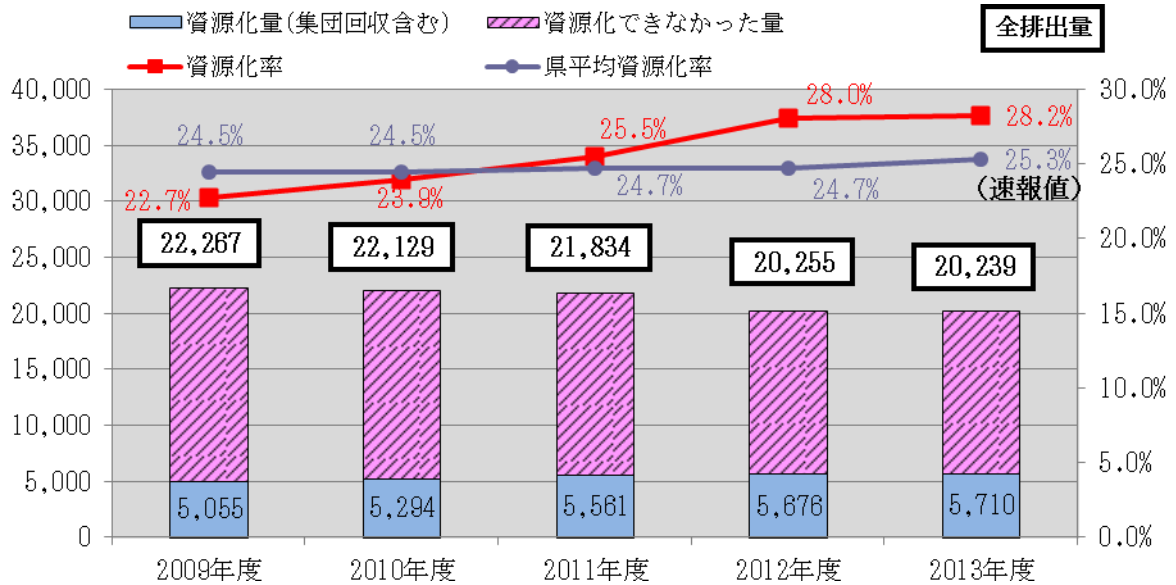
### 施策の方向

- 「逗子市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、各種施策を展開する（資源循環課）
  - ・分別収集品目の拡大、新たな資源化品目の検討を進め、資源化率（資源化量の総発生日ごみ量に占める割合）を高める（資源循環課）
  - ・資源物の分別意識の向上と分別排出の徹底を図る（資源循環課）
  - ・資源回収奨励金制度の合理化、活性化による資源化の促進を図る（資源循環課）
  - ・市民との協働により資源ごみの分別徹底の啓発をすすめる（資源循環課）
  - ・公共施設、事業から発生する資源ごみの分別の徹底を図る（各課）



### <資源化量>

(単位：t、%)



\*資源化率：資源化した廃棄物合計の全排出量の割合

### <焼却灰量・最終処分量の推移>

(単位：t)

項目	主灰	飛灰	計	不燃ごみ残さ	最終処分量
2009年度	2,335	366	2,701	345	3,046
2010年度	2,379	312	2,691	356	3,047
2011年度	2,222	320	2,542	357	2,899
2012年度	1,377	216	1,593	309	1,902
*：近隣市に燃やすごみを搬出しなかった場合(試算)			2,239	309	2,548
2013年度	1,634	279	1,913	432	2,345

#### ◎用語解説◎

##### \*主灰

ごみを燃やした後に出る燃えがら

##### \*飛灰

ろ過式集じん器(バグフィルター)で取れた細かいほこり状の灰

### 3 適正処理

#### 現 況

市では、池子4丁目地内に汚物処理場・ごみ焼却場として一般廃棄物の中間処理、最終処分を実施する逗子市清掃センター（環境クリーンセンター）を設置し、一般廃棄物の処理・処分を行ってきました。

逗子市では、分別品目ごとの回収日を定め、市内約1,000か所のごみステーションから収集し、燃やすごみは焼却施設で、不燃ごみ・粗大ごみは粗大ごみ処理施設で、あき缶・あきびん類はあき缶・あきびん選別処理施設で、容器包装プラスチックは容器包装プラスチック選別処理施設で、ペットボトルはペットボトルストックヤード施設でそれぞれ処理を行っています。

焼却施設では、ダイオキシン類等の有害物質について、2000年度（平成12年度）から2002年度（平成14年度）にかけて、対策工事（バグフィルターを設置等）を実施し、関係法令による基準を下回るよう測定監視を継続しています。さらに、施設の長寿命化のための大規模改修（基幹改良工事）を2011年度（平成23年度）から2013年度（平成25年度）にかけて実施しました。

最終処分場の残余容量が限界に近づいてきていますが、今後、新たな最終処分場を市内に造ることは非常に困難です。

#### 課 題

廃棄物については、依然として分別されていないなどルール違反が多く見受けられ、ごみの減量化・資源化はもとより、更なる分別排出の徹底を図る必要があります。

環境クリーンセンターでは、粗大ごみ処理施設の老朽化や機械選別の精度の低下などから、施設の更新に向けた検討が必要です。

また、あき缶・あきびん選別処理施設では、ガラス残さが多量に発生しています。

粗大ごみ処理施設やその他の資源化施設の更新・維持管理計画の更新にあたっては、逗子市一般廃棄物処理基本計画に基づき、喫緊の課題である最終処分量の減量と環境負荷の低減に取り組み、十分に廃棄物の排出抑制が図られた段階で、施設規模等を検討してまいります。

<逗子市環境クリーンセンター>



### 施策の方向

- 「逗子市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、各種施策を展開する（資源循環課・環境クリーンセンター）
  - ・ごみ分別の徹底について、さらなる意識啓発をはかる（資源循環課・環境クリーンセンター）
  - ・環境クリーンセンターを適正に稼働し、ダイオキシン類等の有害物質について、関係法令による基準を下回るよう測定監視を続け、適切に情報を公開する（環境クリーンセンター）
  - ・環境クリーンセンターの各処理施設について、計画的な修繕及び更新を実施し、適正な稼働を維持する（環境クリーンセンター）

＜ごみ分別マナー違反推移（ダメシール、迷惑シール）＞ （単位：枚）

種類	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
ダメシール・赤	443	484	531	846	620
迷惑シール・黄	17,505	18,579	18,841	18,112	16,384

＜各種設備の設置年、最終更新年＞

設備	設置年	最終更新年
焼却施設	1968年	1981年
粗大ごみ処理施設	1979年	—
容器包装プラスチック選別処理施設	2004年	2010年
びんかん選別施設	1994年	—
ペットボトルストックヤード施設	1999年	—
最終処分場	1982年	1992年

◎用語解説◎

\*ダメシール・赤

市が収集しないごみ

\*迷惑シール・黄

収集日や分別を間違えたごみ

## 第三節 温室効果ガス排出の少ないまち

### 1 省エネルギーの推進

#### 現 況

二酸化炭素に代表される温室効果ガス等による地球温暖化は地球規模で取り組むべき問題ではありますが、市においても、市民・事業者と一体となって取り組む必要があります。

市では、2008年（平成20年）に「逗子市地球温暖化対策実行計画」を策定し、環境に配慮した行動に取り組んでまいりましたが、市が排出する温室効果ガスの量は、2013年度（平成25年度）時点で2007年度（平成19年度）に対して増加しており、引き続き、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいきます。

一方、市以外が排出させる温室効果ガスの量に目を向けますと、市内には大規模な工場等はありませんので、電気、ガス等のエネルギー利用や、自動車の利用に伴うガソリン等の燃焼、水道の利用、廃棄物の焼却等、市民一人一人の生活に起因するものが中心となっています。

については、自動車社会から「歩行者と自転車を優先するまち」への転換を目指して、2009年度（平成21年度）から市民と共にワークショップ、啓発イベント等を実施しています。

#### 課 題

市全体が、環境に配慮したライフスタイルを実施するきっかけとなるよう、引き続き、意識啓発に取り組んでいく必要があります。

また、設備についても、温室効果ガス排出量削減を加速させるべく、環境に配慮した省エネルギー型の住宅やオフィスへの更新を市民・事業者に促していくためには、さらなる意識啓発や支援も必要になります。

逗子市交通計画等の関連計画と整合をとりつつ、過度な自動車依存から脱却し、より温室効果ガス排出量の少ない移動手段である公共交通の積極的な利用、自転車、徒歩への転換をすすめるため、近隣自治体や関係機関とも連携して、施策にも取り組んでいく必要があります。

#### 施策の方向

- 「逗子市地球温暖化対策実行計画」の達成に向け、施策に取り組む（環境管理課）
- 市民・事業者の温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを促進するため意識啓発・支援を実施する（環境管理課）
- 「歩行者と自転車を優先するまち」に向け、市民と協働で施策に取り組む（生活安全課・環境管理課）

<日本の温室効果ガス排出量内訳（国・2012年度（平成24年度））>

ガス	起源	部門	量(t-CO <sub>2</sub> /年)	シェア(%)
二酸化炭素	エネルギー起源	産業部門	419	89.7
		運輸部門	230	
		業務その他部門	248	
		家庭部門	189	
		エネルギー転換部門	87.4	
	非エネルギー起源		67.6	5.2
メタン			20.3	1.6
一酸化二窒素			21.6	1.7
代替フロンガス			25.1	1.9

出典：環境省報道発表（2013年（平成25年）4月12日）より作成

<電力需要の推移（逗子市）> （単位 電力需要量：kWh/年、世帯数：世帯）

項目	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
電力需要量*1	125,827,660	132,184,083	123,671,873	121,128,447	119,382,657
世帯数*2	24,088	23,844	24,023	24,018	24,082

出典：\*1 東京電力㈱藤沢支社調べ(藤沢支社管内各行政公表の世帯数を基に得た『参考値』です。)

\*2 「統計ずし」より

<自動車登録台数の推移（逗子市）>

項目	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
乗用車	16,343	16,203	16,305	16,160	16,044
軽自動車	4,019	4,139	4,227	4,355	4,547
乗合・貨物自動車	749	722	701	682	691
二輪車	822	828	827	843	826
その他	246	246	226	227	227
合計	22,179	22,138	22,286	22,267	22,335

出典：関東運輸局神奈川運輸支局

## 2 再生可能エネルギーの利用促進

### 現 況

我が国における温室効果ガス排出量の約9割はエネルギー起源によるものであり、温室効果ガス排出量を削減するため、また、住民生活の基盤となる電力等のインフラを強固にしていくためには、再生可能エネルギー設備等の導入を促進することが重要です。

逗子市においては、これまでも公共施設における再生可能エネルギー設備の設置を進めており、市庁舎、市立体育館（逗子アリーナ）、市立小中学校8校全ての屋上に太陽光発電システムを設置しました。

また、災害時の緊急電源として、第一運動公園内体験学習施設スマイルや、沼間公民館にも太陽光発電システムを設置しています。

一方、市民の再生可能エネルギー設備導入の支援として、2003年度（平成15年度）から2013年度（平成25年度）まで、太陽光発電設置システム設置に係る補助制度を運用し、2014年度（平成26年度）には、新たに住宅用スマートエネルギー設備等導入への補助制度を創設しました。

### 課 題

これまでの一極的な電力供給への依存から脱却し、地域としてエネルギーを管理することが必要であり、再生可能エネルギー設備による分散型電源をネットワーク化し、地域における安定的なエネルギー供給体制を整備したスマートコミュニティへの転換が課題となっています。

現在、国、県をはじめ多くの自治体では、これらの地域によるエネルギー管理を進めていくため、企業の研究開発への助成や社会実験を実施しています。市においても、その経済性、地域性にあった再生可能エネルギー設備等の普及促進に取り組んでいく必要があります。

また、老朽化した公共施設の更新や新規施設配置を検討する際には、市自らが再生可能エネルギー設備の導入について、積極的に検討していくことが重要です。

今後は、店舗や事業所など多様な形態の建築物に係るスマートエネルギー設備や、新たな技術開発等にも対応したきめ細やかな支援制度の検討を進め、市民との協働によるイベント等で積極的に意識啓発に努めていく必要があります。

### 施策の方向

- 公共施設の再生可能エネルギー施設を適切に維持管理するとともに、新たな施設を整備する際には、再生可能エネルギー設備の設置を積極的に検討する（各施設の所管課）
- 市民の再生可能エネルギー設備導入に向けた意識啓発、支援を実施する（環境管理課）

## ◎用語集◎

## \* HEMS

家庭向けのエネルギー管理の仕組み、あるいはそのサービス。家電や電気自動車などを通信でつないでエネルギー消費を可視化し、適切なアドバイスを提供してエネルギー消費の最適化を図る。Home Energy Management System の略。

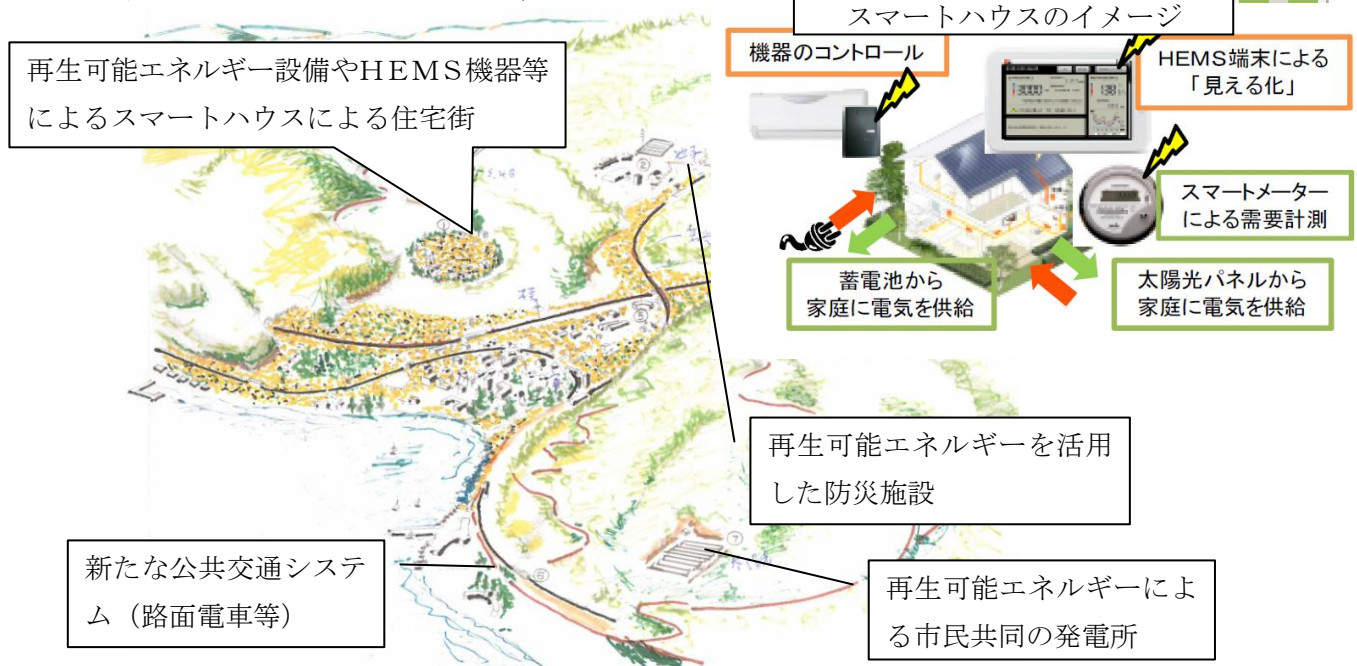
## \* 再生可能エネルギー

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律において「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。

## \* スマートコミュニティ

化石燃料や原子力などによる大規模発電所が、各家庭や工場などの需要側に送配電する従来のシステムに対し、需要側でも最大限に再生可能エネルギーなどの分散型電源を取り込み、供給側と需要側の双方向で管理する電力の新しい系統制御を行う社会を示す。

## ＜逗子市におけるスマートコミュニティのイメージ＞



## ＜市内の太陽光発電システム設置数及び補助件数＞ （単位 件数：件、発電量：kWh）

項目	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	
市内設置件数	34	50	69	153	111	
補助実績	件数	17	31	54	93	51
	発電量	54.35	118.85	220.37	382.75	222.53

出典（市内設置件数）：東京電力㈱藤沢支社調べ

## 第四節 暮らしと景観に配慮したまち

### 1 良好な景観

#### 現 況

市は、2006年（平成18年）に「逗子市景観条例」、「逗子市景観計画」を策定し、逗子の特性が生かされた良好な景観を守り、育て、つくり、将来に継承させるために、市民参加の下、豊かな景観の実現を図り、潤いと安らぎのあるまちづくりを進めてきました。

一定規模以上の開発行為、建築行為等を実施する際には、学識経験者によって構成する逗子市景観審査委員会の意見を聞きながら、事業者に指導をしています。

市は、良好な景観の形成に関する方針を定めるとともに、特に逗子市の貴重な景観特性が象徴的に現れ、また、都市計画上重要な役割を担う場所として、良好な景観形成が特に必要とされる3地区を景観形成重点地区に定め、地区住民や事業者とのワークショップ等を重ね、景観形成重点地区ごとの景観形成の方針や基準の整備を進めてきました。

また、2007年（平成19年）には歴史的景観保全地区内に位置する旧脇村邸を景観重要建造物に指定しました。

一方、地域にとって景観形成上大きな影響を与える公共施設については、施設の整備の際に景観審査委員会の意見を聞くこととし、市が先導的に景観に配慮した整備を進める体制を整え、特に市民に親しまれている田越川、逗子海岸、国道134号線及び逗子駅周辺の商店街の通り等については、2013年（平成25年）度に景観重要公共施設に指定し、景観形成の方針を定めています。

#### 課 題

これまで整備してきた「逗子市景観条例」、「逗子市景観計画」等の制度を適切に運用しつつ、2013年度（平成25年度）に策定した市民との協働による逗子の景観にふさわしい新たなデザインコードを活用し、逗子市にとって重要な景観要素である、豊かな自然景観やそれに溶け込む良好なまちなみの保全、逗子らしい新たな景観の創造に取り組んでいきます。

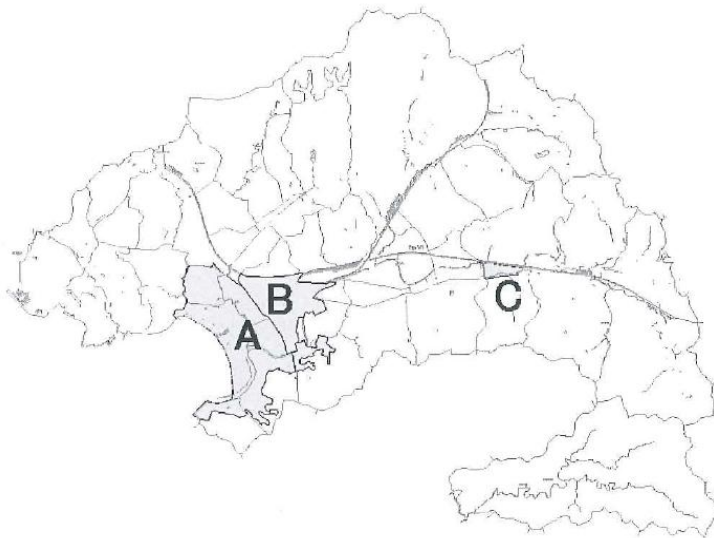
#### 施策の方向

- 「逗子市景観条例」、「逗子市景観計画」等を適正に運用、実施する（まちづくり課）
  - ・ 建築物の景観配慮指導等を通じて、逗子らしいまちなみの保全及び創造に努める（まちづくり課）
  - ・ 関係機関と協議し、景観に配慮した公共施設の整備を推進する（まちづくり課）
  - ・ 市民との協働で開催するイベント等にて、景観に対する市民・事業者の意識啓発に努める（まちづくり課）



<景観形成重点地区における事業について>

地区名	目的・目標	結果
A 歴史的景観保全地区	景観形成を考える上で先導的に取り組むべき地区として景観計画に位置付けたもの。歴史ある風景の佇まいの未来への継承、現存する歴史的建造物の保全活用等を方針として掲げている。	2010年（平成22年）3月に景観形成重点地区（1地区目）として歴史的景観保全地区の景観形成基準、景観形成の方針及びガイドラインを策定した。
B 逗子駅周辺地区	景観形成を考える上で先導的に取り組むべき地区として景観計画に位置付けたもの。逗子の玄関口に相応しい、風格と賑わいのある景観の形成等を目的とする。	2011年（平成24年）10月に2地区目、3地区目として、景観形成基準、景観形成の方針及びガイドラインを策定した。
C 東逗子駅周辺地区	景観形成を考える上で先導的に取り組むべき地区として景観計画に位置付けたもの。逗子の東の拠点として施設整備と併せて潤い、賑わい、親しみを目標に景観の形成を図る。	



<景観重要建造物 旧脇村邸>



(正面玄関)



(保存活動の様子)

## 2 暮らしのための基盤整備

### 現 況

市は、豊富な自然環境、交通面での利便性等による恵まれた生活環境があり、この居住環境を守っていくため、「逗子市の良好な都市環境をつくる条例」、「逗子市まちづくり条例」を制定し、逗子市に適した土地利用がなされるよう、市民への周知、事業者への指導をしてきました。

また、市では地域住民による自主的なまちづくり協議が盛んであり、「逗子市まちづくり条例」に基づく地区まちづくり協議会への支援などを通じ、地域ごとの特性を生かした街並みの形成に向けて取り組んでまいりました。

一方で、高齢化率の進行や社会ニーズの多様化に対応するため、2000年度（平成12年度）にミニバスの運行を開始するなど、交通事業者と協力して、公共交通機関の充実を図ってきました。

なお、生活の基盤となる道路環境については、逗子市には狭あいな道路が多く、高齢者をはじめとした歩行者の安全性を確保するため、「逗子市交通バリアフリー基本構想」に基づき市内道路整備に取り組んでいます。

### 課 題

住宅都市として求められる機能は多様化しており、特に、高齢化社会に対応したバリアフリー機能を持ち、災害に強い、だれもが安全に安心して生活できる環境への要望が強くなっています。

市においては、恵まれた自然環境とのふれあいの場を残すこと、財政的な負担のかかる大規模な工事等が難しいこと等とバランスを取りながら、市民の居住環境における安全、安心を守っていくことが必要です。

### 施策の方向

- 「逗子市まちづくり条例」、「逗子市の良好な都市環境をつくる条例」などを適正に運用し、適正な土地利用を誘導する（まちづくり課）
- 狭あい道路の整備を進めるとともに、「逗子市交通バリアフリー基本構想」等に基づき、安全安心に移動できる道路整備を進める（都市整備課）
- ミニバス等の新たな交通システムの検討に取り組む（環境管理課）
- 関係機関とともに、急傾斜地の整備を進める（都市整備課）

< 逗子市まちづくり条例、逗子市の良好な都市環境をつくる条例手続き件数等 >

条例	項目	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
逗子市まちづくり条例	開発件数	3件	5件	2件	3件	2件
	建築件数	3件	3件	4件	1件	1件
逗子市の良好な都市環境をつくる条例	件数	3件	5件	3件	2件	1件
	開発面積	1,996.30 m <sup>2</sup>	12,954.35 m <sup>2</sup>	7,699.63 m <sup>2</sup>	1,909.38 m <sup>2</sup>	600.60 m <sup>2</sup>
	緑地面積	407.28 m <sup>2</sup>	6,571.52 m <sup>2</sup>	2,486.79 m <sup>2</sup>	402.13 m <sup>2</sup>	133.55 m <sup>2</sup>
	緑地率	20.4%	50.7%	32.3%	21.1%	22.2%

\* 逗子市まちづくり条例手続き件数は、協定を締結したものであり、逗子市の良好な都市環境をつくる条例の緑地面積は、保全された緑地と新たに設置された緑地の合計面積

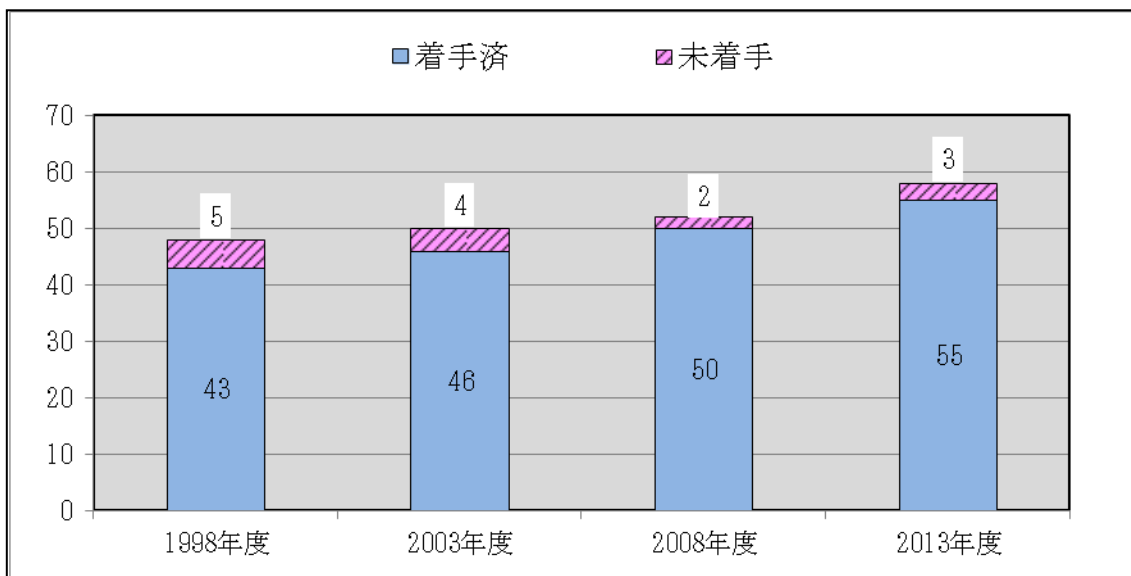
< 狭あい道路の拡幅延長 >

(単位：メートル)

年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
拡幅延長	71	289	225	253	73

< 急傾斜地崩壊危険区域の指定数等 (累計) >

(単位：箇所)



◎用語集◎

\* 急傾斜地崩壊危険区域

がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)による災害から住民の生命を保護するため、がけ崩れを誘発助長するような行為を制限する必要がある土地や、急傾斜地崩壊防止工事を行う必要がある土地のことで、県知事が指定し、崩壊防止工事を施工します。

### 3 生活環境の諸問題

#### 現 況

わたしたちの生活を取り巻く様々な環境は、関係法令基準内の良好な生活環境で維持される必要があります。

大気汚染の主な発生源は、工場や事業所、自動車等です。

市には大規模な事業場や工場等の固定発生源が少ないことから、自動車から排出される排出ガスが発生源の多くを占めるものと思われますので、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の規定に基づき、駐車場管理者への指導等により、アイドリングストップ対策等の啓発を進めてきました。

水質・土壌の保全、化学物質による環境汚染については、逗子市では、公共下水道の高い普及率や、大規模な工場等がないことから良好な環境が保たれています。

また、日常生活の様々な場面で発生する騒音や振動、生活排水やごみの不法投棄、自動車からの排出ガスなどによる悪臭等の問題もあります。

これらの問題は、個人の感じ方や生活習慣の違いから生じることもあり、市民一人一人が、マナーを守って、近隣へ迷惑をかけないように配慮をすることで解決する場合も少なくありません。

#### 課 題

市では、引き続き関係機関と連携して、大気、水質等の環境の実態把握に努めるとともに、連携した取り組みを実施していく必要があります。

また、環境負荷の軽減、交通渋滞や事故発生の低減を目的として、ソフト手法も含めた交通の分散化を進めることにより、過度な自動車依存からの脱却した「楽しく歩ける環境づくり」を目指しており、「逗子市交通計画」や「歩行者と自転車を優先するまちアクションプラン」等に基づき、関係機関や市民団体との協働による各種施策を実施していくとともに、より一層の啓発活動等に取り組んでいく必要があります。

#### 施策の方向

- 生活環境の諸問題について、関係機関と連携して、監視、測定し、実態の把握、市民への意識啓発に努めるとともに、問題が発生した場合は、速やかに対応する（生活安全課、河川下水道課）
- 環境クリーンセンターを適正に稼働し、ダイオキシン類等の有害物質について、関係法令による基準を下回るよう測定監視を続け、適切に情報を公開する（環境クリーンセンター）
- 「歩行者と自転車を優先するまち」に向けて、市民と協働して施策に取り組む（生活安全課・環境管理課）

<大気中の浮遊物質等の経年変化>

(単位 光化学オキシダント濃度、二酸化硫黄濃度、二酸化窒素濃度：PPM、浮遊粒子状物質濃度：mg/m<sup>3</sup>)

計測対象	2011年度	2012年度	2013年度	法定基準
光化学オキシダント濃度	0.042	0.045	0.046	1時間値が0.06ppm以下であること
浮遊粒子状物質濃度	0.028	0.022	0.020	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること
二酸化硫黄濃度	0.003	0.003	—	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
二酸化窒素濃度	0.014	0.012	0.012	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること

\*市庁舎屋上にて測定。光化学オキシダント濃度は日最高1時間の年平均値。その他は年平均値

<水質汚濁状況の推移(年平均値)>

(単位：mg/l)

計測対象	測定場所	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	法定基準
河川 BOD	渚橋	1.1	1.1	1.1	1.3	0.8	3mg/l以下
海域 COD 【葉山沖】	上層	1.4	1.7	1.4	1.5	1.3	2mg/l以下
	下層	1.0	1.2	1.2	1.3	1.1	
	全層	1.2	1.5	1.3	1.5	1.2	

<公害苦情の処理件数>

(単位：件)

年度	騒音	振動	水質	大気	悪臭	その他	総数
2011年度	15	0	0	0	8	0	23
2012年度	9	1	2	1	2	0	15
2013年度	17	0	5	2	8	0	32

\*苦情は全て年度内に解決済みであり、次年度への繰り越しはない

第一章

第二章

**第三章**

第四章

第五章

# 第四章

## 施策の体系と 具体的な取り組み





## 第四章 施策の体系と具体的な取り組み

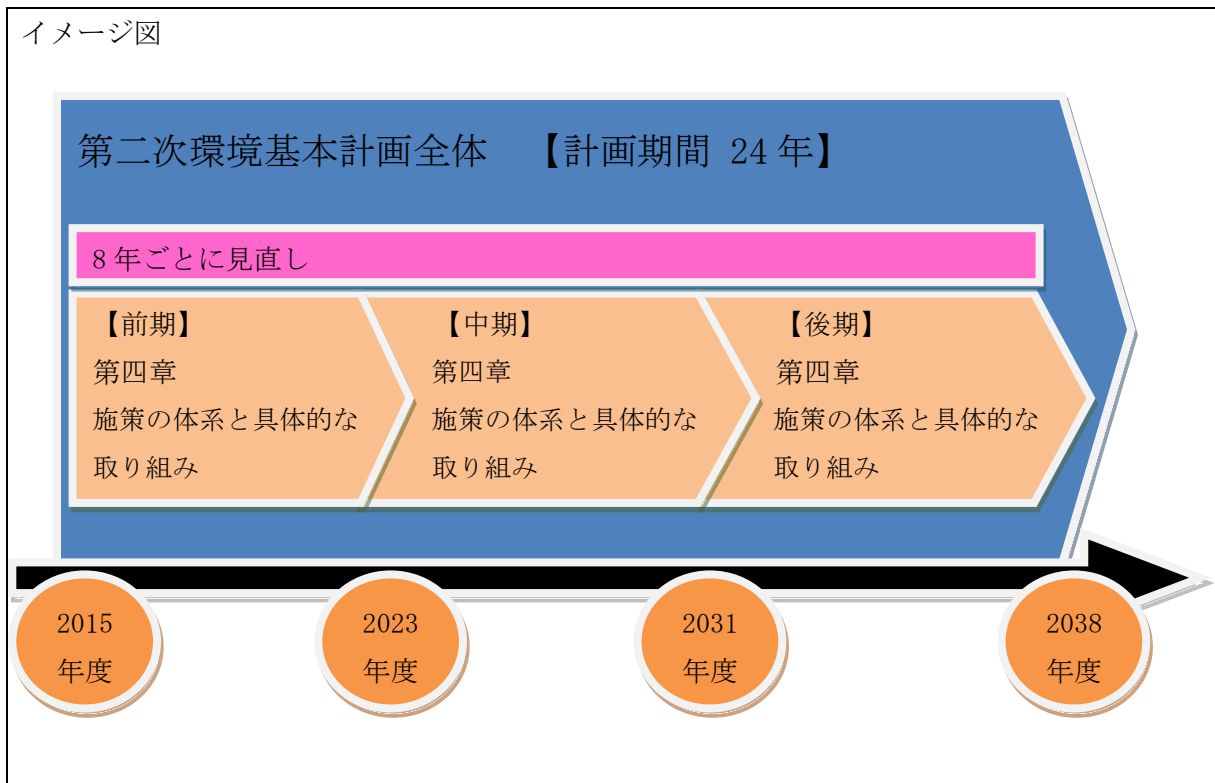
環境基本計画を推進していくために、市民、事業者、市がそれぞれの役割を担いながら一体となって施策に取り組んでいく必要があります。

また、環境基本計画の計画期間を24年間としたうえで、成果が評価でき、実行性が確保される計画とするためには、めざす将来像の実現のために必要な政策・施策を具体的かつ体系的にわかりやすく整理する必要があります。

そのため、この章では、第三章の施策の方向までの内容を踏まえて、取り組みを具現化するため、毎年度の予算編成及び事業実施の指針としたおおむね8年間の事業計画を示します。

この章では、市の役割である具体的な取り組みとともに、市民、事業者の役割についても記載していますが、市民、事業者の役割については、別途この計画に基づく「行動等指針」を策定し、具体的に示します。

イメージ図



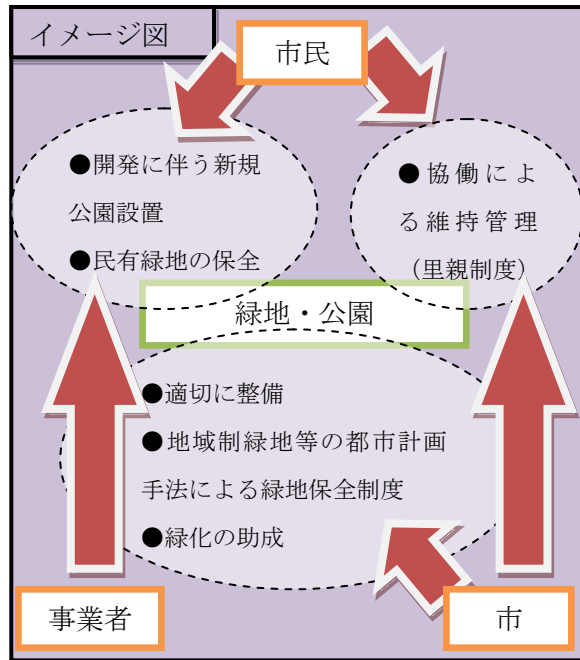
## 第一節 自然を大切にすまち

### 1 緑

逗子市の緑を守り創っていくためには、市による公園、緑地の整備や、市民、事業者による開発等に伴う新たな公園の設置だけでなく、都市計画手法も含め、民有緑地の保全策を検討していくとともに、その維持管理にも市民の参加が不可欠です。

また、市においては、地域ごとの特性に鑑み、適切に公園等を整備・維持管理し、市民が親しめる場として、質の高い緑を維持していく必要があります。

#### 市の役割



#### 施策の方向

- 「逗子市緑の基本計画」に基づき、各種緑施策を展開する（緑政課）
- ・ 都市公園や市所有の緑地等を適切に維持管理し、緑の保全に努める（緑政課）
- ・ 公園、緑地の維持管理を市民等と協働する里親制度を促進するとともに、市民が緑地等に愛着を持てるよう自然観察活動等を支援し、意識啓発を図る（緑政課）
- ・ 都市計画手法による地域制緑地を適切に運用し、また、民有緑地の更なる保全に向け、地権者の負担も軽減するよう、制度を整備する（緑政課）
- ・ 適切に開発指導を行い、法令に基づく公園・緑地の設置を指導します。（まちづくり課・緑政課）

#### 1 緑地の保全

具体的な取り組み	所管
みどり基金の活用により、市内の緑地の保全に努める。	緑政課
緑化や樹木、樹林の保全に係る助成制度を拡充し、市民が利用しやすい市街地の緑化推進事業へと見直しを進め、民有緑地の保全に努める。	緑政課
環境影響評価を適切に維持し活用する。	まちづくり課
神奈川県の実施する線引き見直し時において、県の方針に合致する、市街化の見込みのない市街化区域縁辺部の緑地については、地権者の同意を得た上で市街化調整区域への編入手続きを行うことで良好な自然環境の保全を図る。（県の都市計画決定）	環境管理課

市街地の緑の創造とより安全な避難場所をつくるために、その経路も緑化するとともに、災害避難場所への常緑広葉樹の植樹（いのちの森）について検討し、実施する。	緑政課
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）
1-1 市全域の緑被率約60パーセントを維持する。	58.3%（2004年度）
1-2 特別緑地保全地区を3地区指定する。	指定されていない
1-3 名越切通周辺の歴史的風土保存区域内の重要な部分が、歴史的風土特別保存地区に指定されている。	指定されていない
<b>2 公園の整備・維持管理</b>	
具体的な取り組み	所管
誰でもが安全で快適に利用できるように都市公園の整備を図る。特に、街区公園が不足している地区においては、重点的に公園等の整備を進める。	緑政課
公園施設長寿命化計画等に基づき適切な維持管理を実施する。	緑政課
アダプトプログラム等による市民協働による管理を推進するため、より多くの市民参加を促す。	緑政課
市民の参加により、名越緑地において里山の再生と活用を図る。	緑政課
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）
2-1（仮称）池子の森自然公園を、生物多様性等に配慮しつつ、防災対策拠点的な性格を有する公園として整備する。	基本計画を策定した
2-2 市民1人あたり都市公園面積が10㎡（平方メートル）になる。	8.72㎡
2-3 公園において里親契約を結んでいる箇所数の割合が50%以上になっている。	32.5%（83箇所中27箇所）

### 市民の役割

- 市民が主体となって、自然観察会等を行い、各種意識啓発活動に積極的に参加します。
- 名越緑地などにおいて貴重な谷戸の自然を保全しつつ、自然を体験するイベントを行い、市民はこれに参加します。
- 地域の緑地・公園について、下草刈りなどの体験イベントを行い、市民はこれに参加します。
- 自然体験の場づくりのための用地確保に協力します。
- 市の助成制度を活用し、住宅の緑化を進めます。

### 事業者の役割

- 商店街や駅前などに花や緑を植えます。
- 事業所などにおける市の緑地保全啓発事業に協力します。
- 街路樹の促進に協力します。

## リーディング事業

市では、「逗子市総合計画」の「第3編 実施計画」の『第3章「わたしたちはこんなまちにしていく」を実現するために』に、特に戦略的・重点的に取り組むものとしてリーディング事業を設定しています。

この事業については、2015年度（平成27年度）から2022年度（平成34年度）にかけて、財政、人的資源を投入し、特に積極的に推進し、事業の進行に取り組みます。

事業名	特別緑地保全地区指定事業	所管名	緑政課
事業概要	目的：市街地を取り囲む緑豊かな樹林地を将来にわたり保全するため、樹林地を特別緑地保全地区に指定する。 対象：山林所有者 手段：特別緑地保全地区指定についての理解を求め、指定を行う。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○制度設計の見直し ・候補地見直し ・管理協定や買い取り制度に向けた財源確保の検討 ○指定に向けた取組み ・候補地の精査と所有者への意向調査。 ・地権者同意 ・都市計画決定に向けた作業、図書作成 ○2地区の指定を行う。		○制度設計の見直し ・候補地見直し ・管理協定や買い取り制度に向けた財源確保の検討 ○指定に向けた取組み ・候補地の精査と所有者への意向調査。 ・地権者同意 ・都市計画決定に向けた作業、図書作成 ○3地区目の指定を行う。	
目標【2018（平成30）年度】		現状【2013（平成25）年度末】	
特別緑地保全地区を全2地区指定している。		指定されていない。	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2013（平成25）年度末】	
特別緑地保全地区を全3地区指定している。		指定されていない。	
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】		会計区分	
5,815千円		一般	

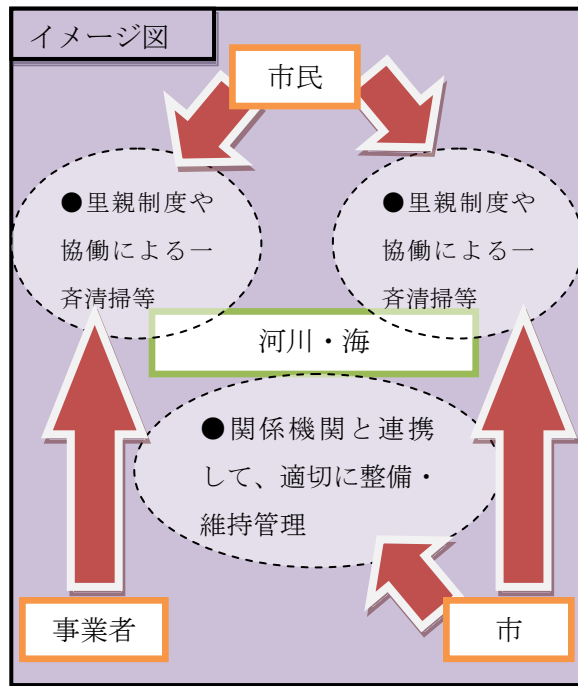
事業名	(仮称) 池子の森自然公園整備事業	所管名	緑政課
事業概要	目的：(仮称) 池子の森自然公園基本計画に基づき、安全で快適な都市公園として整備を図る。 対象：公園利用者 手段：各公園施設の実施設計をし、公園施設を整備する。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○開園に向けた整備 ・メインエントランス、トイレ、駐輪駐車場、ドッグラン等の整備 ○アーチェリー場の整備（文化スポーツ課） ○子ども遊び広場、プレイリーダー詰所、野外活動施設等の整備（児童青少年課） ○文化財展示収蔵施設新築工事（社会教育課）		/	
目標【2018（平成30）年度】		現状【2013（平成25）年度末】	
(仮称) 池子の森自然公園の整備が完了している。		基本計画を策定した	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2013（平成25）年度末】	
/		/	
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】		会計区分	
827,500千円		一般	

## 2 水辺（河川・海）

市は、水辺の環境を保全していくため、河川、海を一带の水域として、市の複数の部署、また、県等の関係機関が連携して、適切に整備します。

とともに、里親制度や、市民、事業者との協働による一斉清掃等を通じて、逗子市の良好な水辺を継承していくことが必要です。

また、安全性に配慮しながら、県や市による海、河川における親水施設の整備、市民による観察会等を実施します。



### 市の役割

#### 施策の方向

- 安全で、生態系に配慮した、誰もが河川に親しむことができる整備を進める（河川下水道課）
- 公共下水道への接続及び分流化を促進する（河川下水道課）
- だれもが家族で楽しめるファミリービーチとしての逗子海岸を次世代に引き継いでいくため、関係機関、市民と協力して、美化活動や適切な海岸利用への誘導に取り組む（経済観光課）
- 関係機関と協力して、砂浜の形状保全や、水質の保全に努める（経済観光課）

#### 1 海岸の維持管理

具体的な取り組み	所管
海岸利用者にごみ等の散乱防止を啓発するとともに、協力を得て美化活動の実施に努める。また、アダプトプログラムによる海岸一斉清掃を実施する。	経済観光課
海の家排水設備の整備促進など海を汚さない取り組みを行う。	経済観光課
養浜対策について県に要請する。また、関係機関を通じ、国に対して養浜対策の技術的支援を要請する。	経済観光課
安らぎを重視する健全・健康的な海岸環境を整備する。	経済観光課
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）
1-1 アダプトプログラムによる海岸一斉清掃の参加者が年1,800人になっている。	1440人/年

	1-2 現在の砂浜面積を維持するため、毎年 500 m <sup>3</sup> 以上の養浜対策を実施要請していく。	500 m <sup>3</sup> 投入	第一章
2 河川の維持管理			
	具体的な取り組み	所管	第二章
	周辺緑化や生態系の再生を意識した河川の整備・管理手法を推進し、多様な命を育む川とするとともに、遊歩道の舗装やベンチの設置等を通じて、親水性を向上させ子どもたちが遊べるなど市民の憩い、学びの場として整備する。	河川下水道課	
	人と自然が融合する都市型河川として、市民の関心と愛護の心を育む施策の推進と水質浄化等への意識高揚に努める。	河川下水道課	第三章
	河川の維持管理にあたっては、水辺景観や生き物の生息場所に配慮して作業を実施する。	河川下水道課	
	「自然の回廊」の一つとして、水辺環境の創生（河川管理通路のプロムナード化や親水公園等）を図る。	経済観光課 河川下水道課	第四章
	2022 年度（平成 34 年度）の目標	現状（2013 年度末）	
	2-1 河川の親水施設を 4 箇所整備する。	3 箇所	第五章
	2-2 アダプトプログラムによる河川管理の箇所数が 4 か所を維持している。	4 箇所	
3 公共下水道の維持管理			
	具体的な取り組み	所管	第五章
	公共下水道への接続及び分流化を促進する。	河川下水道課	
	2022 年度（平成 34 年度）の目標	現状（2013 年度末）	
	3-1 水洗化率が 98%になっている。	97.8%	

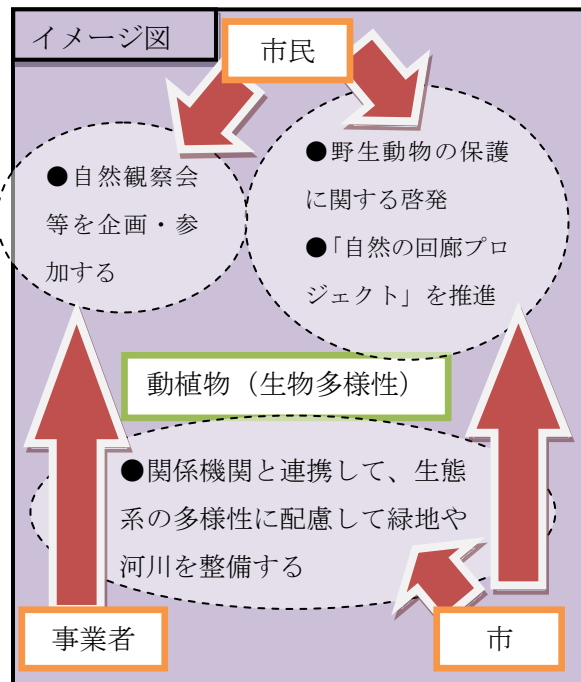
#### 市民・事業者の役割

- 川や海岸などの水辺にごみを捨てないようにします。
- 市民が主体となって行う水辺の清掃活動などのイベントに参加します。
- ポケットパークの整備のために、川沿いなどの用地確保に協力します。
- 川や海などでの体験イベントや観察会を企画・実践するとともに、参加します。

### 3 動植物（生物多様性）

山、川、海をもつ逗子市では、多様な環境での生態系が残っています。

これらの生物多様性に市民が親しむために、市は、県等の関係機関と連携して、適切に整備していくとともに、野生動物の保護に関する啓発や、自然観察会の活動への支援等による市民団体との協働や、市内学校、幼稚園、保育園等の教育関係機関との連携を深め、動植物とふれあう地域教育を推進することが必要です。



#### 市の役割

#### 施策の方向

- 生態系の多様性に配慮した緑地や河川の整備、管理を進める（緑政課、河川下水道課）
- 逗子市内の山、海、川、史跡等を回廊として結ぶ自然の回廊プロジェクトを推進する（経済観光課）
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、国、県等の調査や計画に基づき、野生動物の保護に関する啓発、特定外来生物の捕獲等に取り組む（生活安全課）
- 「ずしし環境会議」等の実施する自然観察会の活動への支援等による市民団体との協働や、市内学校、幼稚園、保育園等の教育関係機関との連携を深め、動植物とふれあう地域教育を推進する（環境管理課）

#### 1 様々な生態系の体験

具体的な取り組み	所管
山と川と海の自然サイクルを取り戻すとともに、市民と逗子を訪れる人たちが、山と川と海で楽しく遊べるようにするため、市街地を取り囲む山、川、海を、それぞれの特徴を生かしながらつなぎ、自然の回廊として環境整備を図る。	経済観光課
「自然の回廊プロジェクト」を推進する市民団体の設立を支援し、その会員の育成と増加のためのPR、シンポジウム等を行う。	経済観光課
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）
1-1 道標や説明板の設置済みコースが100パーセントになっている。	全てのコースへの設置ができていない



2 環境学習	
具体的な取り組み	所管
市民団体による自然体験学習を支援し、次世代を担う子どもたちの、環境に関する現状の認識、自然環境を保全することへの関心を高める。	環境管理課
環境教育における施策を関係機関との連携を密にして取り組む。	環境管理課
市民、事業者等と協力して、自然の調査・記録活動を検討する。	環境管理課
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）
2-1 市民団体による自然体験学習の参加者が年に約200人になる。	約100人
2-2 市民団体等により実施する出前授業が各学校にて行われる。	340人

#### 市民・事業者の役割

- 野生動植物の生育・生息場所（ビオトープ）の保全に協力します。
- 生活関連工事や急傾斜地崩壊対策事業等で行う工事において、自然生態系等に配慮した環境にやさしい工法の研究、提案、導入をします。
- 下草刈りなどの体験イベントや、自然観察会を企画・実践するとともに、市民はこれに参加します。
- 川や海などでの体験イベントや観察会を企画・実践するとともに、市民はこれに参加します。

## リーディング事業

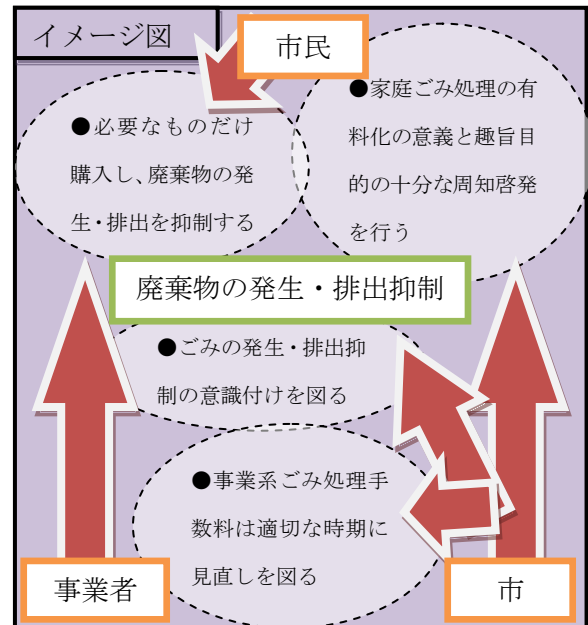
事業名	自然の回廊プロジェクト推進事業	所管名	経済観光課
事業概要	<p>目的：市民や逗子を訪れた人々が安らぎ、遊び、憩える場所となるように、逗子全体を自然の回廊として整備することにより、逗子の魅力を高め、多くの人々に認知、活用されるようにする。</p> <p>対象：市民、来訪者</p> <p>手段：市内の史跡や文化を伝えるポイント（拠点）に、誰が見ても見やすく、そして、知的興味が得られるような案内板を設置する。ハイキングコースを中心に、安全に歩けるように道標やマップなどの設置整備を進める。また、簡易ベンチなどの環境整備を進める。自然回廊マップや冊子による紹介を進め、回廊ウォーキングラリーなどの啓発イベントを開催する。</p>		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○案内板等の設置</li> <li>○自然の回廊マップの作成</li> <li>○市民協働によるイベントの実施</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○案内板等の設置、維持管理の実施</li> <li>○自然の回廊マップの作成</li> <li>○市民協働によるイベントの実施</li> <li>○各課の事業との連携</li> </ul>	
目標【2018年（平成30年）度】		現状【2013年（平成25年）度末】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然の回廊マップが作成されている。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成されていない。</li> </ul>	
目標【2022年（平成34年）度】		現状【2013年（平成25年）度末】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・道標や説明板の設置済みコースが100パーセントになっている</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべてのコースへの設置ができていない。</li> </ul>	
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】		会計区分	
11,782千円		一般	

## 第二節 廃棄物による環境負荷の少ないまち

### 1 発生・排出抑制～リデュース、リユース～

廃棄物の発生・排出を抑制していくために、市は、市民、事業者に対して意識啓発、周知に取り組んでいくなど「逗子市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、各種施策を展開します。

また、市民、事業者は、必要なものだけ購入し、廃棄物の発生・排出の抑制に取り組んでいくことが重要です。



#### 市の役割

#### 施策の方向

- 「逗子市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、各種施策を展開する（資源循環課）
- ・ごみの発生・排出抑制の意識付けを図る（資源循環課）
- ・事業系ごみ処理はごみ処理原価を踏まえ適正な手数料水準になるよう適切な時期に見直しを図る。（資源循環課）
- ・生ごみの資源化・減量化を進めるため、家庭用生ごみ処理容器の一層の普及を図る（資源循環課）
- ・市民との協働により発生・排出抑制、再利用の啓発をすすめる（資源循環課）
- ・公共施設、公共事業から発生する廃棄物の発生・排出抑制を図る（各課）

#### 発生・排出抑制

具体的な取り組み	所管
家庭ごみ処理有料化の導入後も、継続的に減量のための施策を実施する。	資源循環課
市民との協働による発生・排出抑制のための取り組みを促進する。	資源循環課
事業者と協働による発生・排出抑制の取り組み（レジ袋の廃止、容器包装プラスチックの減量のための施策等）を促進する。	資源循環課
市や市民・事業者のイベントにおいてはリユース食器の利用促進を図る。	資源循環課
ごみ処理原価と近隣市町の状況を踏まえたごみ処理手数料の適正化を図る。	資源循環課
不法投棄、ポイ捨て及び不適正排出の防止と生活環境保全のため、啓発活動、パトロール及び散乱ごみ回収等を実施する。	資源循環課
環境教育における施策を関係機関との連携を密にして取り組む。	環境管理課

2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）
1-1 市民一人一人のごみ排出量が1日当たり700グラム以下になっている。	913グラム
1-2 生ごみ処理容器の年間助成台数が500台になっている。	295台

### 市民の役割

- 必要な食材を適量だけ購入し、捨てる前にしっかり水切りをするなど、生ごみの減量化に努めます。
- なるべくリターナブル容器商品を購入し、缶やびん、容器包装プラスチックの減量化に努めます。
- 長持ちする製品を使い、故障したら修理するなど電気製品・家具などごみの減量化に努めます。
- 不用品無料交換の場や、もったいない市、フリーマーケット、リユースショップの利用に努めます。
- なるべくレンタル製品を使うよう努めます。
- 花火大会や市民まつり、地域の祭りなどは、リユース食器を利用します。
- ごみのポイ捨てはしません。
- ごみ関連の学習会やワークショップ、地域のボランティア活動などに積極的に参加し、地域環境意識の向上をはかり、子どもたちへの教育の模範を示します。

### 事業者の役割

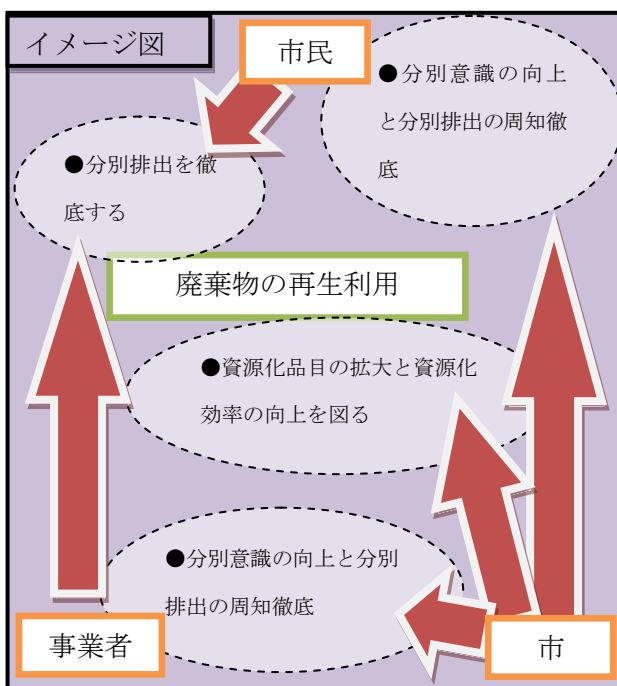
- レジ袋の有料化や廃止など、容器包装プラスチックごみの減量化に向けた取り組みに努めます。
- 生ごみの減量化につながるような販売を行い、消費者に協力を呼びかけます。
- 裏紙を使用し、商品の過剰包装や紙袋の使用は控えるなど、紙・布類のごみの減量化と分別の徹底・資源化に努めます。
- リターナブルびんを使った商品の販売など、あき缶・あきびんの減量化に努めます。
- 環境負荷の少ない製品を製造、販売します。
- 過剰包装やレジ袋などの削減に努めます。
- 量り売り、裸売り(無包装)を促進し、プラスチックトレイの使用を控えます。
- 消費者の買い物袋の持参を促進し、レジ袋の削減を進めます。
- 花火大会や市民まつり、イベントなどは、リユース食器を利用する。
- 事業系ごみは事業者責任による処理原則を順守し、ごみ減量化・資源化施策に協力します。
- 機器類の修理に取り組みます。
- エコポイント制度やデポジット制度について取り組みます。

## 2 資源の再生利用～リサイクル～

資源の再生利用を進めるため、市は、市民団体や事業者と連携して、家庭用生ごみ処理容器などによる生ごみの自家処理の普及拡大・継続使用を推進します。

また、資源ごみの分別意識の向上と分別排出の周知徹底、資源化品目の拡大や、回収拠点の拡充に取り組み、ごみの資源化率の向上を目指します。

また、市民は、分別排出を徹底し、紙・布類、あき缶・あきびん等資源ごみの資源化に努め、拠点回収やリサイクル広場の利用等、再生利用に積極的に取り組むことが重要です。



### 市の役割

- 「逗子市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、各種施策を展開する（資源循環課）
- ・分別収集品目の拡大、新たな資源化品目の検討を進め、資源化率（資源化量の総発生ごみ量に占める割合）を高める（資源循環課）
  - ・資源物の分別意識の向上と分別排出の徹底を図る（資源循環課）
  - ・資源回収奨励金制度の合理化、活性化による資源化の促進を図る（資源循環課）
  - ・市民との協働により資源ごみの分別徹底の啓発をすすめる（資源循環課）
  - ・公共施設、公共事業から発生する資源ごみの分別の徹底を図る（各課）

1 生ごみの資源化	
具体的な取り組み	所管
市民団体や事業者と連携して、家庭用生ごみ処理容器などによる生ごみの自家処理の普及拡大・継続使用を推進する。	資源循環課
家庭用生ごみ処理容器などの普及による生ごみの排出抑制及び家庭ごみ処理の有料化の導入によるごみの減量効果等を見極めたうえで、生ごみの分別収集と適正規模の処理施設を検討し整備する。	資源循環課
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）
1-1 生ごみ処理容器の年間助成台数が500台になっている。	295台

2 その他の廃棄物の資源化	
具体的な取り組み	所管
紙ごみの分別排出が徹底され、減量化・資源化が促進されるよう周知啓発を進めるとともに、資源回収奨励金制度の合理化・活性化を図る。	資源循環課
焼却残さの安定的な資源化処理の確立を図る。	環境グリーンセンター
最終処分する不燃残さを削減するための資源化品目の拡大と資源化効率の向上を図る。	資源循環課 環境グリーンセンター
小型家電リサイクル法の施行に伴い、拠点回収、粗大ごみ等からのピックアップ回収及びステーション回収の導入を進める。	環境グリーンセンター
植木剪定枝について、環境グリーンセンターでの処理、粉砕車両の活用及び民間処理委託により、焼却処理をせずに全量資源化を図る。	環境グリーンセンター
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）
2-1 ごみの資源化率が60パーセント以上になっている。	28.2% (2012年度)
2-2 燃やすごみに混入される紙ごみの割合が10パーセント以下になっている。	約30% (2012年度)
2-3 地域の5箇所すべて、まだ使用できる不用品（資源物）の回収等が行われている。	3箇所（逗子・小坪・沼間）

#### 市民の役割

- 様々な処理容器（コンポストなどの生ごみ処理器）を使い、堆肥化等の自家処理を実施するなど生ごみ、植木ごみの資源化に努めます。
- 分別排出を徹底し、紙・布類、あき缶・あきびん、その他の資源ごみの資源化に努めます。
- 容器包装プラスチックの適正な分別排出を徹底し、資源化に努めます。
- ごみの資源化に関連する地域や学校での学習活動に協力します。

#### 事業者の役割

- 分別排出を徹底し、紙・布類、あき缶・あきびん、その他資源ごみの資源化に努めます。
- ペットボトル・食品トレイの回収ボックスを設置します。
- 食品リサイクル法の理念に基づき、食品廃棄物の排出抑制やリサイクルを実践します。

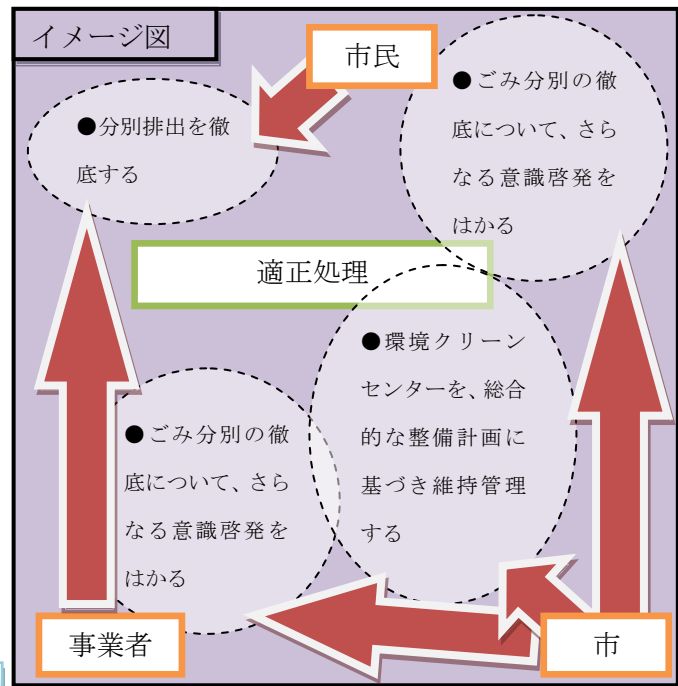
## リーディング事業

事業名	生ごみ減量化・資源化事業		所管名	資源循環課
事業概要	<p>目的：本市の一般廃棄物の処理を安定的かつ適正に行うこと。また、本市に適合する生ごみ処理システムの確立を図り、最終的には生ごみ全量の焼却しない処理をめざす。</p> <p>対象：市民等</p> <p>手段：市民団体や事業者との連携により、家庭用生ごみ処理容器等の購入助成の普及拡大を図る。計画的に生ごみ一括処理施設の整備を行う。</p>			
主な事業内容				
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○生ごみ処理容器等購入助成事業</li> <li>○生ごみ一括処理施設の整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備方針の決定</li> <li>・施設整備</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○生ごみ処理容器等購入助成事業</li> <li>○生ごみ一括処理施設の稼働                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみの分別収集</li> </ul> </li> </ul>		
目標【2018年（平成30年）度】			現状【2013年（平成25年）度末】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみの全量資源化に向けた適正規模の施設整備に着手している。</li> <li>・家庭用生ごみ処理容器等の購入助成について、年間助成台数が500台以上である。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備に向けて検討中。</li> <li>・295台</li> </ul>	
目標【2022年（平成34年）度】			現状【2013年（平成25年）度末】	
家庭用生ごみ処理容器の普及と生ごみ一括処理施設の稼働により、生ごみ（資源化できない一部の生ごみを除く）が資源化されている。			<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備に向けて検討中。</li> </ul>	
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】			会計区分	
223,146千円			一般	

### 3 適正処理

市は、廃棄物の適正な処理を維持していくため、環境クリーンセンターの各処理施設を計画的に修理、更新して、適切に維持管理していくとともに、ごみ収集方法の検討等、より効率的な処理方法への検討を続けていきます。

市民、事業者においても、徹底した分別排出に取り組んでいくことが重要です。



市の役割

#### 施策の方向

- 「逗子市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、各種施策を展開する（資源循環課・環境クリーンセンター）
- ・ごみ分別の徹底について、さらなる意識啓発をはかる（資源循環課・環境クリーンセンター）
- ・環境クリーンセンターを適正に稼働し、ダイオキシン類等の有害物質について、関係法令による基準を下回るよう測定監視を続け、適切に情報を公開する（環境クリーンセンター）
- ・環境クリーンセンターの各処理施設について、計画的な修繕及び更新を実施し、適正な稼働を維持する（環境クリーンセンター）

#### 1 適正なごみ処理

具体的な取り組み	所管
平常時の共同処理、緊急時の相互支援及び災害時の広域処理の各場面における合理的かつ効率的な自治体間連携の関係構築に取り組む。	資源循環課 環境クリーンセンター
収集・運搬、中間処理、最終処分の各段階における直営と民間委託の役割分担のあり方を整理し、民間委託の計画的な推進を図る。	環境クリーンセンター
ごみ収集方法について検討し、改善を図る。	環境クリーンセンター
購入後10年を超えた車両については、複数年に分けて更新する計画を策定し、今後の車両更新台数の平準化を図る。	環境クリーンセンター



2 施設の維持	
具体的な取り組み	所管
環境クリーンセンターについて、中長期的なごみ量とごみ質の変化等を踏まえた総合的な整備計画を策定する。	環境クリーンセンター
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）
2-1 一般廃棄物処理施設再整備が完了している。	再整備の方向性を検討中。

### 市民・事業者の役割

- 塩化ビニル等ハロゲン系の成分表示のある製品はできるだけ買わない、使わないようにします。
- 塩化ビニル等ハロゲン系の製品、包装等は、可能な限り取り扱いませぬ。
- 化学物質の成分表示など、消費者への情報を明確にします。
- 製造、販売などにより発生するごみの適正処理に努めます。
- 工事における廃棄物の適正処理及びリサイクルの実施を進めます。

### リーディング事業

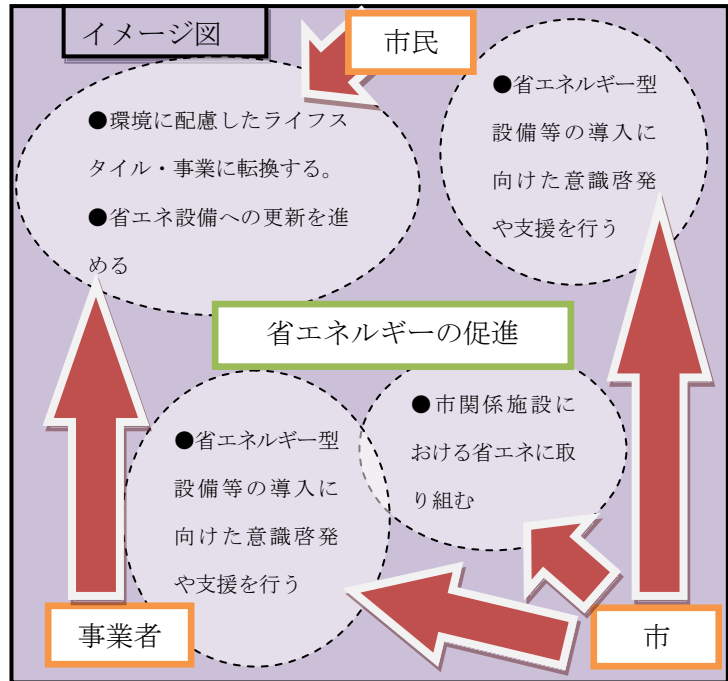
事業名	一般廃棄物処理施設整備事業	所管名	資源循環課
事業概要	<p>目的：将来に向けて安全・安心で持続可能な廃棄物処理システムの確立を図る。</p> <p>対象：一般廃棄物処理施設</p> <p>手段：環境クリーンセンターの焼却施設などのごみ処理関連施設全体の中長期的整備計画を策定し、再整備を行う。</p>		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみ処理施設整備基本構想の検討</li> <li>○資源化施設基本設計等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境影響調査</li> </ul> </li> <li>○資源化施設建設工事</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○資源化施設建設工事</li> <li>○焼却施設基幹改良工事</li> <li>○浄化センター整備の検討</li> </ul>	
目標【2018年（平成30年）度】		現状【2013年（平成25年）度末】	
一般廃棄物処理施設整備計画が策定され、一部着手されている。		再整備の方向性を検討する	
目標【2022年（平成34年）度】		現状【2013年（平成25年）度末】	
一般廃棄物処理施設再整備が完了している。		再整備の方向性を検討する	
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】		会計区分	
3,960,000千円		一般	

### 第三節 温室効果ガス排出の少ないまち

#### 1 省エネルギーの促進

温室効果ガス排出量を削減するため、市は率先して省エネルギーに取り組むとともに、市民、事業者への省エネルギーの意識啓発や助成等を実施していきます。

市民、事業者は、省エネルギー設備への更新や、省エネに配慮したライフスタイル、事業に転換していくことが重要です。



市の役割

施策の方向

- 「逗子市地球温暖化対策実行計画」の目標達成に向けて、温室効果ガス排出量削減に取り組む（環境管理課）
- 市民・事業者による温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを促進するため意識啓発・支援を実施する（環境管理課）
- 「歩行者と自転車を優先するまち」に向けて、市民と協働して施策に取り組む（生活安全課・環境管理課）

#### 温室効果ガス排出の削減

具体的な取り組み	所管
「第二次逗子市地球温暖化対策実行計画」の目標達成に向けて、逗子市環境マネジメントシステム等を活用し、温室効果ガス排出量の削減に取り組む。	環境管理課
市民、事業者による省エネルギー型設備等の導入に向けた意識啓発や支援に取り組む。	環境管理課
公共交通の利用を促進する。	環境管理課
「歩行者と自転車を優先するまち」ワークショップ等、市民との協働による意識啓発に取り組む。	環境管理課

	2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）
	1-1 市関連施設について、平成25年度を基準年度とし、平成33年度までに「第二次逗子市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の温室効果ガス排出量削減目標を達成する。	平成19年度比 6.58%増
	1-2 市全体について、温室効果ガス排出量の削減目標の検討に取り組む。	—

### 市民の役割

- 冷暖房の温度設定や、不要な電源を切るなど、省エネルギー行動の習慣をつけます。
- 電気製品等を購入する時には、省エネルギー型製品を選びます。
- 節水を心がけ、また、雨水の利用を促進します。
- 自然のエネルギーを積極的に活用します。
- 小・中学校への出前授業などの環境教育を通して、省エネルギーの啓発をします。
- 市と協力して、二酸化炭素排出量の把握に取り組みます。
- 公共交通を活用し、可能な所へは自転車、徒歩で出かけます。
- 電気自動車、ハイブリッド車などの低公害車へ乗り換えるとともに、アイドリングストップなど環境にやさしい運転に努めます。
- 違法駐車をなくすよう努めます。
- 市民主体で、地域における交通問題に関する実態調査や意見交換を行い、ノーカーデーやカーシェアリングなどの社会実験に取り組みます。

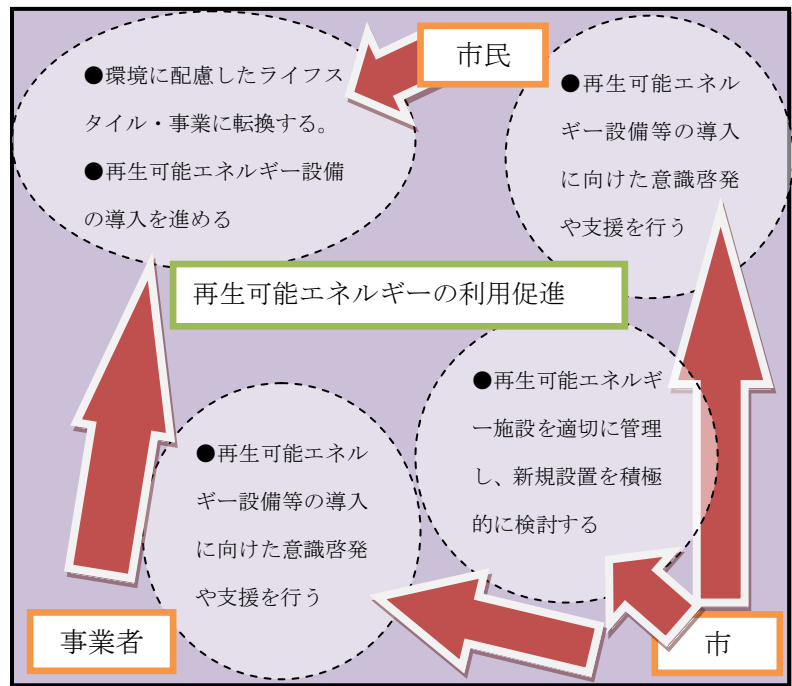
### 事業者の役割

- 建設工事における機械・機器、車両の低公害化を促進します。
- 電気・ガス・石油機器などの購入時に省エネルギー型を選びます。
- 省エネルギー型機器の開発、製造、販売、利用に努めます。
- 事業用車両へ低公害車の導入を推進するとともに、環境にやさしい運転に努めます。
- 省エネルギー型設備への更新を進めます。

## 2 再生可能エネルギーの利用促進

市は、市の施設における再生可能エネルギー設備を適切に維持管理するとともに、新たな施設を整備する際には、再生可能エネルギー設備の設置を積極的に検討します。

また、市民、事業者への、意識啓発を進め、環境に配慮したライフスタイル、事業に転換を促進していきます。



市の役割

施策の方

- 公共施設の再生可能エネルギー設備を適切に維持管理するとともに、新たな施設を整備する際には、再生可能エネルギー設備の設置を積極的に検討する（各施設の所管課）
- 市民の再生可能エネルギー設備導入に向けた意識啓発、支援を実施する（環境管理課）

### 再生可能エネルギーの促進

具体的な取り組み	所管
市民・事業者との協働により、環境に配慮したライフスタイルに移行するきっかけとなる施策を展開し、温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを促進するための意識啓発を実施する。	環境管理課
市民、事業者によるスマートエネルギー設備等の導入に向けた意識啓発や支援に取り組む。	環境管理課
公共施設への再生可能エネルギー設備の設置を検討する。	環境管理課
屋根貸しの検討などの市民協働発電所の普及促進を図るための支援制度の充実を図る	環境管理課
電気自動車の導入促進など、自動車による環境負荷を少なくするための取り組みを行う。	管財課 環境管理課
<b>2022年度（平成34年度）の目標</b>	現状（2013年度末）
1-1 新たなスマートエネルギー設備等導入支援の補助金制度の利用件数が目標件数を達成している。	—
1-2 市全体について、温室効果ガス排出量の削減目標の検討に取り組む。	—

### 市民・事業者の役割

- 環境教育を行い、再生可能エネルギーの啓発をします。
- 再生可能エネルギーに関する講習会・体験会に積極的に参加するとともに、小・中学校への出前授業などの環境教育にも協力し、再生可能エネルギーについての啓発を図ります。
- スマートコミュニティを形成するため、再生可能エネルギー設備等の導入に努めます。
- 電気自動車などへ乗り換えを検討します。
- 再生可能エネルギー設備の導入を検討します。

### リーディング事業

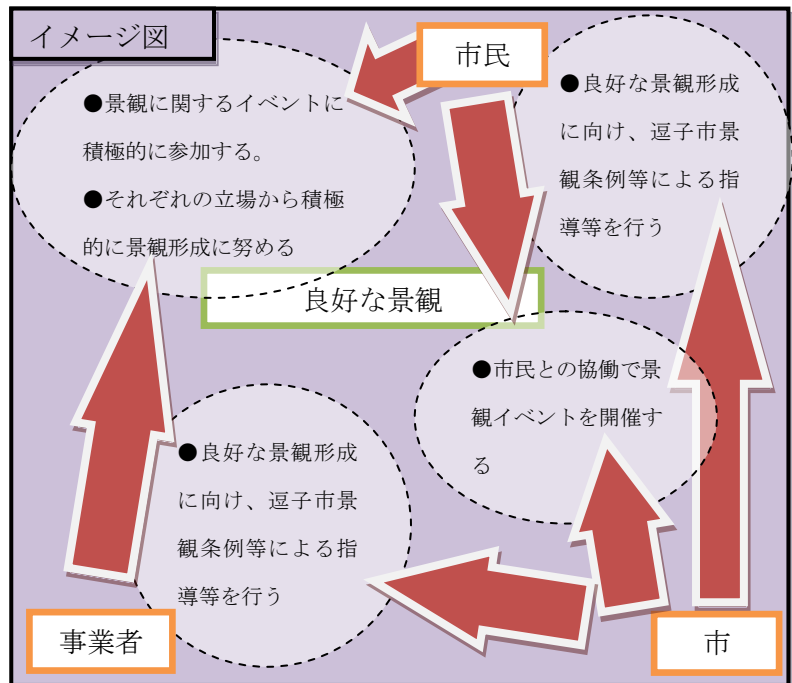
事業名	スマートエネルギー普及促進事業	所管名	環境管理課
事業概要	目的：「第二次逗子市環境基本計画」に基づき、温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを進める。 対象：市民等 手段：省エネルギー型設備、再生可能エネルギー設備等の温室効果ガス排出量の少ない設備の導入に係る費用に対し補助金を交付する。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度	2019（平成31）年度～2022（平成34）年度		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金制度の運用</li> <li>○新たなスマートエネルギー設備等導入支援に係る検討</li> <li>○新たなスマートエネルギー設備等導入支援に係る補助金制度運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新たなスマートエネルギー設備等導入支援に係る補助金制度運用</li> </ul>		
目標【2018年（平成30年）度】		現状【2013年（平成25年）度末】	
「第二次逗子市環境基本計画」に基づく新たなスマートエネルギー設備等導入支援の補助金制度が運用されている。		計画を策定していない	
目標【2022年（平成34年）度】		現状【2013年（平成25年）度末】	
「第二次逗子市環境基本計画」に基づく新たなスマートエネルギー設備等導入支援の補助金制度の利用件数が目標を達成している。		計画を策定していない	
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】		会計区分	
21,600千円		一般	

## 第四節 暮らしと景観に配慮したまち

### 1 良好な景観

良好な景観を次世代に継承していくため、市は、逗子市景観条例、逗子市景観計画等を適切に運用、実施し、良好な景観の保全、創造に努めます。

市民、事業者は、自らが景観形成の役割を担うものであることを認識し、それぞれの立場から積極的に景観形成に努めていくことが重要です。



#### 市の役割

#### 施策の方向

- 「逗子市景観条例」、「逗子市景観計画」等を適正に運用、実施する（まちづくり課）
- ・ 建築物の景観配慮指導等を通じて、逗子らしいまちなみの保全及び創造に努める（まちづくり課）
- ・ 関係機関と協議し、景観に配慮した公共施設の整備を推進する（まちづくり課）
- ・ 市民との協働で開催するイベント等にて、景観に対する市民・事業者の意識啓発に努める（まちづくり課）

#### 良好な景観

具体的な取り組み	所管
各地域特性にふさわしい景観づくりのため景観計画を推進する。	まちづくり課
特定財源の確保に努め、市道の無電柱化整備計画を推進する。	都市整備課
逗子市景観条例、逗子市景観計画を適正に運用、実施する。	まちづくり課
景観形成重点地区の指定について市民参加で検討等を行う。	まちづくり課
条例改正時から「特定小規模景観形成行為」として、逗子駅周辺地区の商業及び近隣商業地域の全建築行為について届出を義務付けているが、今後も継続的に行っていく。	まちづくり課
景観デザインコードを周知し、今後の新規建築や外構まわりの変更等に活かしてもらうよう誘導する。	まちづくり課

地域ごとに景観を考える機会をつくり、景観デザインコードを使って自然と調和したまちなみや魅力ある路地など地域の特色を活かした景観を維持・創造していく。	まちづくり課
市民との協働で開催するイベント等において、景観に対する市民・事業者の意識啓発に努める。	まちづくり課
関係機関と協議し、景観に配慮した魅力ある公共建築・施設の整備を推進する。	まちづくり課
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）
1-1 市内の各地域の特色に応じた景観配慮を行うとともに、景観形成重点地区4地区目の指定について調査し、地区を確定、景観計画を改正する。	重点地区3地区指定済（逗子駅周辺地区、歴史的景観保全地区、東逗子駅周辺地区）
1-2 景観資産の登録を行い、今後の景観行政の指標となるものを示す。	景観資産未登録
1-3 景観デザインコードを活用した啓発活動を10回以上行う。	—
1-4 シンボルツリーの苗木の配布数が累計60件になっている。	—

#### 市民・事業者の役割

- 景観に関するワークショップやシンポジウムに積極的に参加します。
- 自らが景観形成の役割を担うものであることを認識し、それぞれの立場から積極的に景観形成に努めます。
- 市が行う景観形成についての施策に協力します。
- 景観デザインコードを参考に、新規建築や外構まわりの変更等に取り組みます。

## リーディング事業

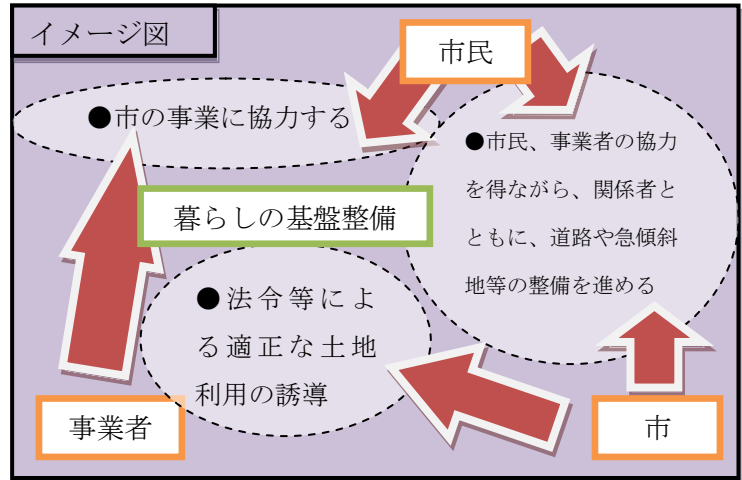
事業名	景観のまちづくり推進事業	所管名	まちづくり課
事業概要	<p>目的：逗子の特性が活かされた良好な景観を守り、育て、つくり、将来に継承する。</p> <p>対象：市民及び事業者</p> <p>手段：逗子市景観条例と逗子市景観計画に定める景観形成重点地区について、各地域の特性をいかしたガイドライン及び景観条例の運用による景観のまちづくりの推進を図る。景観デザインコードを景観誘致のツールとして活用する。景観フォトコンテスト等のイベントによる景観資産の登録など、景観についての啓発活動を行い、多くの市民の景観についての意識を高める。</p>		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○景観形成重点地区4地区目の検討</li> <li>・洗い出し</li> <li>・決定、景観資産の追加登録等</li> <li>・ガイドライン整備</li> <li>○景観デザインコードの活用</li> <li>○（仮称）景観計画推進プランの策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○景観形成重点地区4地区目の決定</li> <li>・ガイドライン確定、周知</li> <li>○景観計画の改定</li> <li>○景観資産の追加登録</li> <li>○（仮称）景観計画推進プランの推進</li> </ul>	
目標【2018年（平成30年）度】		現状【2013年（平成25年）度末】	
景観形成重点地区4地区目を決定している。		重点地区3地区指定済	
目標【2022年（平成34年）度】		現状【2013年（平成25年）度末】	
景観形成重点地区4地区目のガイドラインを作成し、運用を開始している。		重点地区3地区指定済	
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】		会計区分	
20,156千円		一般	



## 2 暮らしのための基盤整備

市は、市民、事業者の協力を得ながら、市民が安全安心して生活していく基盤である交通機関について、動態調査を踏まえて新しい省エネルギーな交通手段を検討します。

また、危険性の少ない道路や急傾斜地等の整備を進めていきます。



市の役割

施策の方向

- 逗子市まちづくり条例、逗子市の良好な都市環境をつくる条例などを適正に運用し、適正な土地利用を誘導する（まちづくり課）
- 狭あい道路の整備を進めるとともに、逗子市交通バリアフリー基本構想に基づき、安全安心に移動できる道路整備を進める（都市整備課）
- 路面電車やミニバス等の新たな交通システムの検討に取り組む（環境管理課）
- 関係機関とともに、急傾斜地の整備を進める（都市整備課）

### 暮らしのための基盤整備

具体的な取り組み	所管
逗子市まちづくり条例、逗子市の良好な都市環境をつくる条例を適正に運用、実施する。	まちづくり課
都市計画手法による良好な住環境の保全、創造を進める。	まちづくり課
狭あい道路の整備を進める。	都市整備課
安全安心に移動できる道路整備を進める。	都市整備課
地域公共交通の充実に努める。	環境管理課
急傾斜地崩壊危険区域の整備を進める。	都市整備課
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）
1-1 逗子市交通バリアフリー基本構想に基づき市内道路の整備に取り組み、14か所整備済みとなっている。	12か所整備済
1-2 狭あい道路の整備を進め、2,848メートル整備済みとなっている。	1,808メートル整備済
1-3 急傾斜地崩壊危険区域の整備を進め、60か所が整備済みとなっている。	53か所整備済

市民・事業者の役割

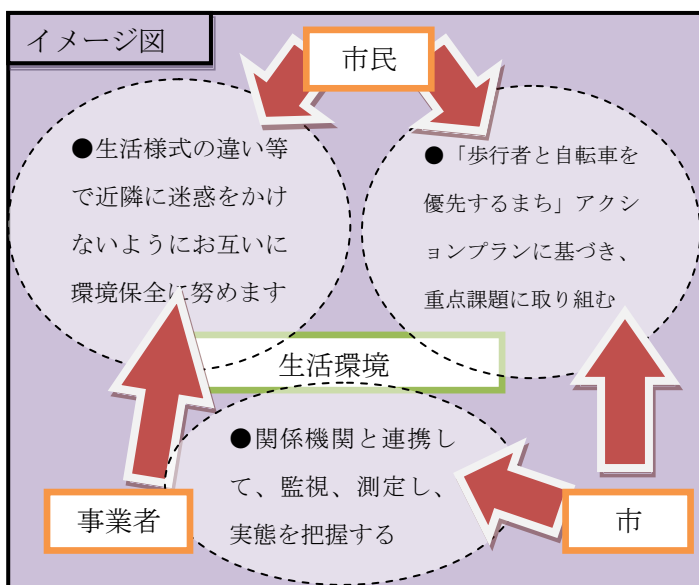
- 逗子市まちづくり条例、逗子市の良好な都市環境をつくる条例を遵守して、土地利用をします。
- 狭あい道路の整備に協力します。
- 急傾斜地の整備に協力します。

### 3 生活環境の諸問題

大気、水質、土壌の保全などの生活環境の諸問題に対応していくため、市は、関係機関と連携して、監視、測定し、実態の把握に努めます。

また、生活環境の問題は、個人の感じ方や生活習慣の違いから生じることもあり、市民一人一人が、マナーを守って、近隣へ迷惑をかけないように配慮をすることで解決する場合も少なくありません。

#### 市の役割



施策の方向

- 生活環境の諸問題について、関係機関と連携して、監視、測定し、実態の把握、市民への意識啓発に努めるとともに、問題が発生した場合は、速やかに対応する（生活安全課、河川下水道課）
- 環境クリーンセンターを適正に稼働し、ダイオキシン類等の有害物質について、関係法令による基準を下回るよう測定監視を続け、適切に情報を公開する（環境クリーンセンター）
- 生活環境を向上するため、「歩行者と自転車を優先するまち」に向けて、市民と協働して施策に取り組む（生活安全課・環境管理課）

#### 生活環境の諸問題

具体的な取り組み	所管
大気中の浮遊物質、水質汚濁の状況について関係機関と連携して監視、調査する。	生活安全課 河川下水道課
有害物質について、測定、監視し、適切に情報を公開する。	環境クリーンセンター
「歩行者と自転車を優先するまち」アクションプランに基づき、重点課題に取り組む。	環境管理課
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）
1-1 大気中の浮遊物質、水質汚濁の状況について関係法令の基準を下回る。	下回っている
1-2 「歩行者と自転車を優先するまち」2件のアクションプランに基づき、重点課題に取り組む。	—

市民・事業者の役割

- 化学物質を含んだ商品の製造、販売、利用を控えます。
- 生活様式の違い等で近隣に迷惑をかけないようにお互いに環境保全に努めます。
- 自動車の利用を控えます。

# 第五章 推進体制

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

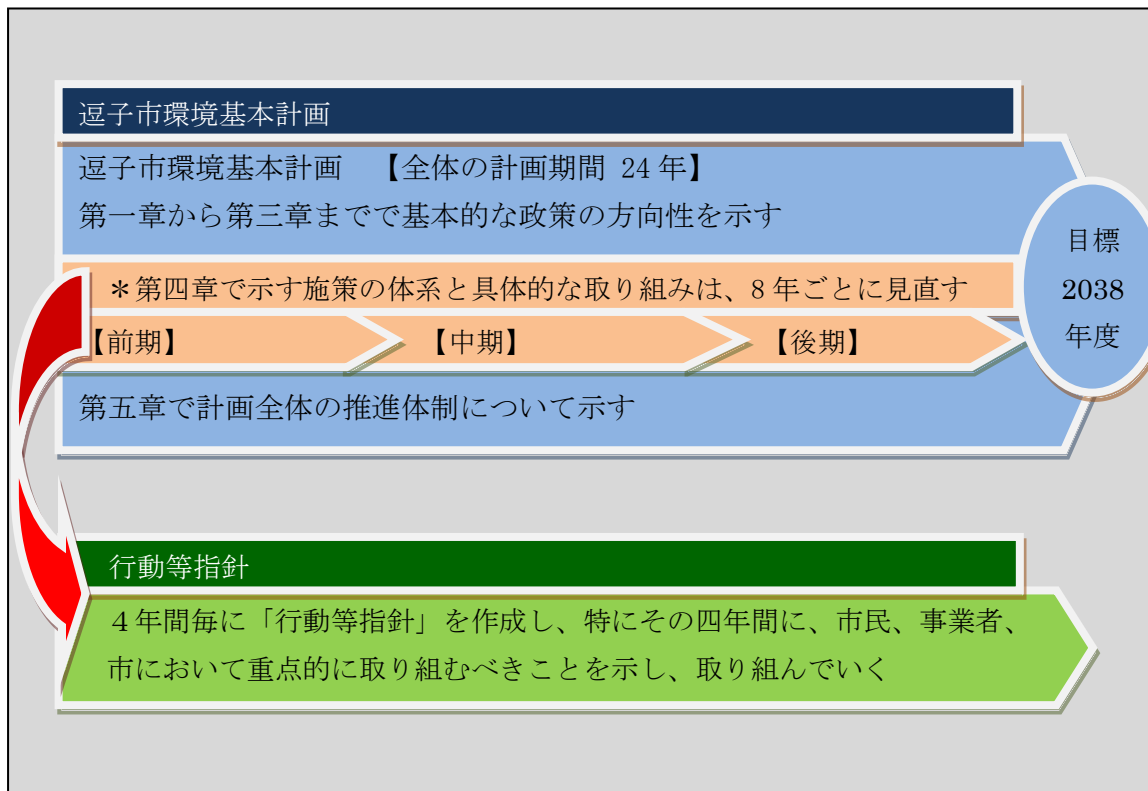
## 第五章 推進体制

### 第一節 「行動等指針」の策定

「逗子市環境基本計画」で位置付けられた施策を具体的に推進していくためには、市民、事業者、市それぞれが主体となり、または協働しながら行動していかなければなりません。

そのため、これまで市は、3者の行動計画を合わせて、市民、事業者、市が行動すべき指針（＝行動等指針）を作成し、達成状況をチェックし、見直しを行ってきました。

この「行動等指針」では、各課題において重点的に取り組むものをできるだけ分かりやすく「目標」として抜き出します。第四章の「施策の体系と具体的な取り組み」を更に進行管理していくため、4年間毎に、実行可能な行動に重点をおき、目標及び行動を見直し、実施期間における「行動」を積み重ねることによって逗子市環境基本計画を達成していきます。



## 第二節 様々な立場での環境教育・学習、意識啓発

市民の日常生活における環境への取り組みについては、ごみの減量やリサイクル、省エネルギーの実施率が高く、環境への意識が高いことがうかがえます。

しかし、市民、事業者、市の環境への取り組みのあり方に関する市民の意向として、省エネルギーやごみ問題をはじめとした環境問題への取り組みは、「各自が自主的かつ積極的に推進すべき」という考え方が支持されています。

これらの環境への取り組みを一層活性化させるためには、地域全体での取り組みへと展開・拡充させていく視点が重要であり、環境に関心のある市民だけでなく、これまで環境の取り組みについてあまり積極的に関わってこなかった市民まで、広く意識啓発や情報発信を実施していきます。

一方、事業者については、市に対して望まれている支援内容について検討するとともに、事業者が、多額の設備投資を行うことなく実行可能な取り組みに関する情報提供や支援方策等についても対応していく必要があります。

そして、市の豊かな環境の恵みを引継いでいくためには、次世代を担う子どもたちへの環境教育が重要です。

子どもたちは、山の緑や動植物など自然環境に恵まれていると感じている一方で、新たな環境問題についても関心が高いので、自然観察をはじめ、様々な分野での環境学習や体験の充実が必要です。

市においては、これらのニーズに対応していくため、環境学習の機会を増やすなど、誰もが環境について知識を深めることができる体制づくりを進めます。

また、関係機関と連携して環境情報の提供の充実を図り、市の実施する環境施策と併せて、環境の状況などを年次報告書として取りまとめ、公表していきます。

## 第三節 市民活動の促進と推進体制

### 1 市民活動の促進

日々の暮らし方によっては、私たちの何気ない行動が、地球温暖化の進行、廃棄物の増大を招くことになるなど、現在の環境問題は、私たち市民、事業者一人ひとりに起因するものとなりつつあります。

そのため、環境問題を解決していくためには、市民一人ひとりが自らの問題としてとらえ、市と協働で取り組んでいかなければなりません。

市では、「(第一次) 逗子市環境基本計画」に基づき、環境施策をともに進めしていくパートナーとして、市民、事業者から構成される「ずしし環境会議」の活動を支援し、環境問題に取り組むための体制づくりを進めてきました。

市では、今後も、「ずしし環境会議」をはじめとする市民団体等の活動を支援し、また、「ずしし環境会議」をはじめとする様々な市民団体等が連携し、取り組んでいくための体制づくりを進めていきます。

### 2 庁内体制の整備

庁内においては、引き続き「(第一次) 逗子市環境基本計画」で設置された部長級職員で構成する「逗子市環境基本計画推進協議会」を、本計画を推進していく庁内体制として位置付け、各部相互の緊密な連絡及び施策の調整により、本計画の円滑な推進を図ります。

また、所管をまたいで対応すべき問題等が生じた際には、関係所管による分科会を必要に応じて設置し、迅速に対応していきます。

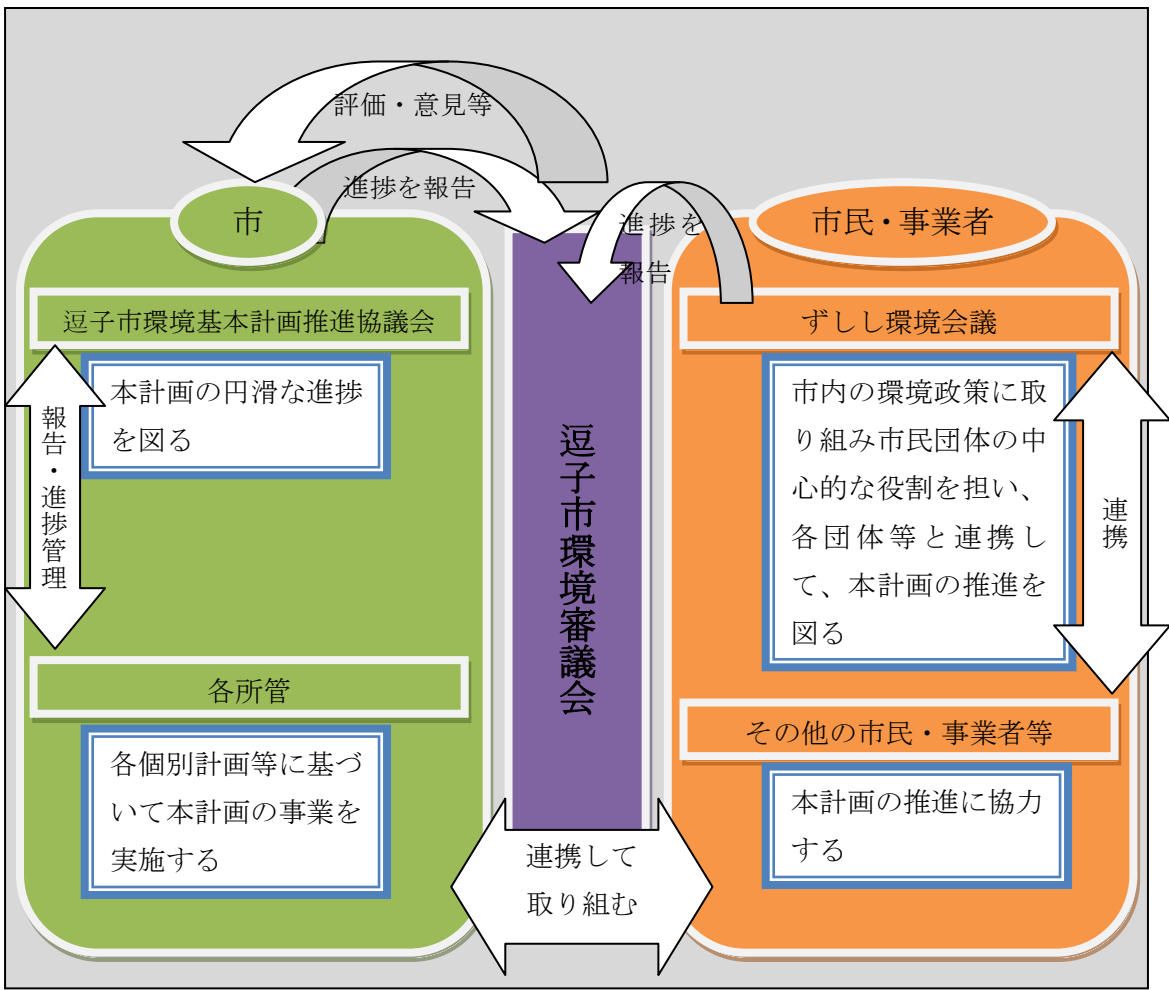
### 3 進行管理

本計画は、本市の様々な環境政策を進めるべく策定した総合的な計画であるため、個別の政策は、本計画と整合をとりながら、個別の計画等に基づき実施されていくものですが、第四章の「施策の体系と具体的な取り組み」に明記された施策や、別途作成する「行動等指針」に基づき実施される施策等については、各所管からの進行状況を取りまとめ、毎年「逗子市環境審議会」\*に報告し、その進行を管理していきます。

また、同内容を取りまとめた年次報告書を作成し、インターネット等で、広く市民に報告していきます。



◎用語解説◎  
 ＊逗子市環境審議会  
 逗子市環境基本条例に基づき設置する市長の付属機関の事です。学識経験者、市民、事業者等から構成され、環境基本計画の策定、変更や、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて調査審議等を行います。





## 参考資料

1. 逗子市環境基本条例
2. 逗子市環境審議会検討経過
3. パブリックコメントの実施

# 1 逗子市環境基本条例

平成9年3月27日

逗子市条例第2号

改正 平成11年12月7日条例第26号

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 基本的施策（第7条～第10条）

第3章 具体的施策（第11条～第15条）

第4章 環境審議会（第16条～第20条）

第5章 環境保全・創造推進員（第21条）

### 附則

#### 前文

逗子市は、「青い海と みどり豊かな 平和都市」の都市宣言の下に、潤いや安らぎ、生活の快適性をもたらしてくれる身近な自然の恵みを受けて、社会経済活動を興し、文化を育み、まちづくりを進めてきた。

しかし、物質的な豊かさや生活の利便性を求める社会経済活動や都市化による緑の喪失が地域の環境を悪化させ、ひいては地球規模の環境問題を引き起こしている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営むために良好な環境を享受する権利を有しているとともに、健全で恵み豊かな環境を世代を超えて引き継ぐ責務を担っている。

私たちは、環境が生活基盤を支える重要な役割を担っていることを深く認識し、これまでの社会経済活動や生活様式を見直すとともに、お互いが積極的に協力して環境の保全及び創造のために行動していかなければならない。

こうした決意をもって、私たちは、環境の保全及び創造に向けた行動により、持続的に発展することができる社会の実現に貢献していくことを明らかにし、ここに逗子市環境基本条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを旨として、現在から将来にわたり、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるように行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、廃棄物の減量化、エネルギーの効率的な利用、資源の循環的な利用等環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会の実現に貢献することを旨として、市民、事業者及び市が積極的に協力して行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、限りのある自然環境を保全し、並びに地域の自然的社会的条件及び生態系の多様性に配慮することを旨として行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地球環境保全が人類共通の課題であることにかんがみ、市民、事業者及び市がそれぞれ自らの課題として積極的に推進しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害（環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。）を防止し、その他環境の保全及び創造のために必要な措置を講じるように努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、市民の参加を図り、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全及び創造に関する施策で広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と連携し、及び国際的に協力するように努めなければならない。

## 第2章 基本的施策

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を聴くために必要な措置を講じるとともに、逗子市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 前項の場合において、市は、特に次に掲げる事項が確保されるように努めなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されること。

(2) 生物の多様性が確保されるとともに、山林、河川、海岸等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれ、並びに良好な景観及び歴史的文化的遺産が保全されること。

(4) 環境の保全上の支障が未然に防止されること。

(5) 地球環境保全に配慮すること。

(6) 市民及び事業者の参加が図られること。

3 市長は、第1項に定める整合を図るために必要な体制を整備するものとする。

(行動等指針)

第9条 市長は、環境基本計画に基づき、市民及び事業者が環境の保全及び創造のために行動し、及び配慮すべき事項を示した指針を策定するものとする。

(年次報告)

第10条 市長は、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

### 第3章 具体的施策

(市民及び事業者の自発的な活動の促進)

第11条 市は、市民及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するために必要な措置を講じるものとする。

(環境教育の充実等)

第12条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深め、環境の保全及び創造に関する活動への意欲が増進されるように、環境の保全及び創造に関する教育の充実及び学習の振興を図るために必要な措置を講じるものとする。

(環境影響評価の推進)

第13条 土地の形状の変更等を行う事業者は、その事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、環境の保全及び創造の見地から適正とされる措置を講じるものとする。

2 市は、前項の調査、予測及び評価を行うために必要な手続等必要な措置を講じるものとする。

(環境の状況の把握等)

第14条 市は、環境の状況の把握その他環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な情報の収集、調査、研究等を実施するものとする。

(施設の整備等)

第15条 市は、廃棄物の処理施設、資源の再利用施設、環境への負荷の低減に資する施設その他の環境の保全上の支障を防止し、又は防止に資する施設の整備及び環境の保全上の支障を防止し、又は防止に資する事業を推進するものとする。

2 市は、公園、緑地その他の自然との触れ合いを図るための施設の整備及び自然環境の健全な利用のための事業を推進するものとする。

### 第4章 環境審議会

(設置)

第16条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づく市長の附属機関として、環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、逗子市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を調査審議し、その結果を答

申し、又は環境の保全及び創造に関する事項について意見を建議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

(平 11 条例 26・一部改正)

(組織)

第 17 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、学識経験を有する者、市民、事業者等のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 18 条 委員の任期は、2 年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 19 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営事項の委任)

第 20 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

## 第 5 章 環境保全・創造推進員

(環境保全・創造推進員)

第 21 条 市長は、環境の保全及び創造に関する活動を推進するため、環境の保全及び創造に熱意を有する者のうちから逗子市環境保全・創造推進員（以下「推進員」という。）を委嘱することができる。

2 推進員は、市民、事業者及びこれらの者が組織する団体並びに市と協力して環境の保全及び創造に関する活動を行う。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。

(逗子市環境をよくする条例の廃止)

2 逗子市環境をよくする条例（昭和 50 年逗子市条例第 4 号）は、廃止する。

(逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年逗子市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成 11 年 12 月 7 日条例第 26 号）



この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

## 2 逗子市環境審議会検討経過

---

2013年（平成25年）8月28日	平成25年度第1回逗子市環境審議会 (1) 会長、副会長の互選 (2) 逗子市環境基本計画の改訂について（諮問） (3) その他について
2014年（平成26年）1月17日	平成25年度第2回逗子市環境審議会 (1) 第二次逗子市環境基本計画について (2) その他について
2014年（平成26年）3月4日	平成25年度第3回逗子市環境審議会 (1) 第二次逗子市環境基本計画（案）について (2) 平成25年度版逗子市の環境の状況（年次報告） について
2014年（平成26年）8月20日	平成26年度第1回逗子市環境審議会 (1) 第二次逗子市環境基本計画（案）について (2) その他について
2014年（平成26年）10月2日	平成26年度第2回逗子市環境審議会 (1) 第二次逗子市環境基本計画（案）について (2) その他について
2014年（平成26年）11月18日	答申

○逗子市環境基本計画の改訂について（諮問）

25 逗 0601 発 2400001 号  
2013 年（平成 25 年）8 月 28 日

逗子市環境審議会 会長

逗子市長 平井 竜一

逗子市環境基本計画の改訂について（諮問）

逗子市環境基本計画の改訂について、逗子市環境基本条例第 16 条第 2 項第 1 号の規定により諮問します。

○逗子市環境基本計画の改訂について（答申）

2 6 逗 環 議 発 第 1 号  
2014 年（平成 26 年）11 月 18 日

逗子市長 平 井 竜 一 様

逗子市環境審議会  
会長 藤 井 石 根

逗子市環境基本計画の改訂について（答申）

2013 年（平成 25 年）8 月 28 日付け、25 逗 0601 発第 2400001 号にて当審議会に諮問がありました逗子市環境基本計画の改訂について、別添のとおり答申します。

なお、今後、逗子市環境基本計画に沿って環境政策に取り組んでいくにあたり、次の点について配慮し、施策を展開していくことを要望します。

1. 社会全体の高齢化が進み、防災、減災に対するニーズが増えている中、逗子市においても、逗子市環境基本計画に沿って、適切に政策を展開し、市民が安全に安心して生活していくための環境とすることが重要である。

そのために、逗子市環境基本計画を、市の環境政策の基幹的な計画として位置付け、庁内を横断し、関係する各所管の個別計画等と整合を図りながら、総括的に遂行されることが望ましい。

2. 環境政策を展開していくためには、市民、特に子どもたちが環境について考える場づくりが必要であることから、出前授業など、既に実施している施策を効果的に遂行するとともに、教育部局も含め、市の各所管の施策がネットワーク化されることが望ましい。

3. 環境問題の原因は市域を超えるものであり、それについての対策・実施も、市単独で取り組むのではなく、近隣市町や、国、県などの関係機関との連携も重要である。

また、ずしし環境会議をはじめとする、環境政策に取り組む様々な市民団体とも適切に協力し、市民、事業者、行政が連携して環境保全対策に取り組んでいけるよう支

援していくことが望ましい。

4. 環境基本計画は24年間という長期間の計画になっているが、状況の変化から環境問題の要因や対応策は常に変化し続けていることから、第4章の具体的な政策を8年ごとに見直すだけでなく、行動等指針についても4年ごとに見直し、適切に運用していくことが必要である。

長期的な視野に立って、適切にPDCAサイクルの手法を運用するとともに、柔軟に短期的な問題についても対応していくことが望ましい。

○逗子市環境審議会委員名簿

2015年（平成27年）1月1日現在

藤井 石根	学識経験者 明治大学名誉教授	会長
佐野 慶一郎	学識経験者 関東学院大学人間環境学部人間環境デザイン学科教授	副会長
太田 篤史	学識経験者 横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 都市イノベーション部門建築環境工学研究室特別研究教員	
中津 秀之	学識経験者 関東学院大学建築・環境学部建築・環境学科准教授	
桐ヶ谷 覚	事業者 株式会社キリガヤ	
新倉 洋樹	事業者 株式会社スズキヤ	
印田 愛子	市民委員	
小林 久子	市民委員	
進藤 和子	市民委員	
轟田 鈴子	市民委員	

### 3 パブリックコメントの実施

#### 1. 募集期間

平成26年12月1日（月）～平成27年1月8日（木）必着

#### 2. 提出方法

任意の様式に「第二次逗子市環境基本計画（案）への意見」と明記し、住所、氏名、意見を記載のうえ、直接、ファックス、Eメール（添付ファイルは不可）又は郵送などで環境管理課へ（平成27年1月8日（木）必着）

#### 3. 閲覧場所

環境管理課、情報公開課、市民交流センター、文化プラザホール、逗子アリーナ、高齢者センター、体験学習施設、小坪公民館、沼間公民館、図書館、逗子市ホームページ

#### 4. 結果

##### (1) 提出提出者

1名

##### (2) 意見数

4件

##### (3) 意見の分類

計画全体に関すること 1件

景観政策に関すること 3件

対 応 区 分		件 数
○	意見を反映する必要があると判断し、計画案を修正したもの	0
□	意見の趣旨や考え方が既に計画案に入っており、修正を要しないと判断したもの	4
△	計画案の対象外であるが、今後の事業の推進の際に参考とするもの	0
■	意見を反映させず、計画案通りにしたもの	0
-	計画案と無関係のもの及び判読不明のもの	0
合 計		4

【第二次 逗子市環境基本計画】

平成 27 年 3 月

発 行 逗子市  
編 集 環境都市部環境管理課  
住 所 〒249-8686  
神奈川県逗子市逗子 5 丁目 2 番 16 号  
電 話 046-873-1111(代表)  
F A X 046-873-4520  
E-mail kankyo@city.zushi.kanagawa.jp